

事業の概要

平成24年度

目 次

① 事業のあらまし	1
② 組 織	2
(1) 機 構 図	3
(2) 事業所所在地	4
(3) 所属別配置職員数	5
(4) 事務分掌	6
③ 沿 革	7
④ 施設概要図	10
⑤ 創設事業	11
(1) 事業概要	11
(2) 貯水施設（三保ダム）	12
(3) 取水施設（飯泉取水堰、沈砂池）	13
(4) 導水施設	14
(5) 浄水施設	15
ア 伊勢原浄水場	15
イ 相模原浄水場	16
ウ 西長沢浄水場	17
(6) 送水施設	18
⑥ 相模川水系建設事業	19
(1) 相模川水系建設事業（第1期）	19
概 要	19
(2) 貯水施設（宮ヶ瀬ダム）	21
ア 概 要	21
イ 建設の経緯	23
(3) 宮ヶ瀬ダム水源地域振興事業	24
(4) 取水・導水施設（相模大堰、社家ポンプ場）	25
(5) 浄水施設	26
ア 綾瀬浄水場	26
イ 相模原浄水場（増強）	27

(6) 送水施設	28
(7) 相模川水系寒川事業	29
(8) 神奈川県東部地域広域的水道整備計画	30
7 財 務	31
(1) 給水料金	31
(2) 一般会計からの繰出金	34
(3) 損益計算書	36
(4) 貸借対照表	38
(5) 財務分析比率表	39
(6) 平成23年度予算の概要	40
8 給 水	42
(1) 給水系統図	42
ア 酒匂川水系（一部相模川水系分を含む）	42
イ 相模川水系	43
(2) 構成団体別企業団供給水量実績	44
(3) 構成団体における企業団供給水量の占める割合	46
(4) 浄水場別供給水量実績及び稼働率の推移	48
(5) 水位関係図	50
9 基幹計画	51
(1) 水道ビジョン	51
(2) かながわの水道用水供給5か年事業計画	52
10 平成23年度トピックス	53
11 平成24年度事業運営上の見通し	55
参 考	
● 神奈川県内広域水道企業団規約	58
● 水道用水供給事業の設置等に関する条例	60
● 構成団体水道料金一覧表	62

1 事業のあらまし

神奈川県及び横浜、川崎、横須賀の3市は、かねてから県内の水需要に対応するため、主要水源として相模川水系を共同して開発し、給水の万全を図ってきたが、昭和50年代の水需要に対処するため、新たな水源として酒匂川を開発することとした。県及び3市は協議の結果、水道用水の広域的有効利用を図り、重複投資を避け、施設の効率的配置と管理並びに国の補助金の導入を図ることを目的として、その経営主体を企業団方式によることとし、昭和44年5月、神奈川県内広域水道企業団を設立した。企業団は、これら4構成団体に水道用水を供給する一部事務組合で、各構成団体の議会から選出された議員からなる独立の議会を置いている。

創設事業は、酒匂川の支川河内川上流に三保ダムを築造し、その下流の小田原市飯泉地点に取水堰を設け原水を取水し、これを浄水したのち、4構成団体に1日最大給水量145万4,800立方メートルの水道用水を供給するものであり、昭和44年度から昭和53年度までの10箇年の工期と総事業費約2,891億円をもって実施し、昭和49年4月に一部給水を開始した後、昭和54年4月には全量給水体制を確立した。

一方、4構成団体においては将来の水需要を配慮し、建設省（現国土交通省）が新たに相模川水系中津川に建設する宮ヶ瀬ダムによって開発される1日最大取水量130万立方メートルの利水者を企業団とすることで合意し、企業団はダム使用権設定の申請を行い、昭和53年12月、「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」においてダム使用権設定予定者となった。

これを受けて企業団は、4構成団体に1日最大120万9,000立方メートルの水道用水を供給するための施設を建設する（宮ヶ瀬ダム負担金を含む。）相模川水系建設事業の基本計画を作成したうえ、計画を2期に分割し、当面、1日最大給水量57万7,500立方メートルを供給する施設を建設する相模川水系建設事業（第1期）を実施することとした。

建設省（現国土交通省）の直轄事業として進められた宮ヶ瀬ダム建設事業は、平成元年10月に本体工事に着手し、平成7年10月には湛水を開始した。その後、ダム本体工事の完了後に最後まで残っていた道志導水路の完成により平成13年3月に建設工事全体が完了し、平成13年度からは本格運用が開始されている。

また、企業団が行う水道施設整備（専用工事）については、昭和55年度から順次着手し、基幹施設である相模取水施設及び綾瀬浄水場の施設整備が完成したことから、当面の水需要に対応するため、平成10年7月から一部給水を開始した。さらに、社家・伊勢原間導水施設及び相模原浄水場の増強工事の完成により、平成18年4月からは1日最大給水量57万7,500立方メートルの供給体制が整備された。

なお、相模川水系建設事業（第1期）としての工事は、平成19年度繰越工事が平成20年12月で全て完成し、工期28箇年、総事業費約7,329億円をもって完了した。

平成13年度からは、宮ヶ瀬ダム開発水量の一部について、構成団体の水道施設を暫定的に使用して水道用水を供給する相模川水系寒川事業を開始しており、現在は、創設事業、相模川水系建設事業（第1期）、相模川水系寒川事業の3事業の施設により水道用水の供給を行っており、その供給量は、4構成団体の総給水量の約2分の1を占める状況にある。

このように、神奈川県内広域水道企業団は、2つの水系を水源とした大規模水道用水供給事業者として、4構成団体の水道事業を通じ、県民の生活基盤を支えている。

2 組 織

議 会

企業団の議会議員の定数は11人で、その議員は、構成団体の議会から選出された議員で構成されており、内訳は次のとおりである。

神奈川県	3人
横浜市	4人
川崎市	3人
横須賀市	1人

なお、議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

また、議会に事務局が設置され、事務局長のほか書記等が置かれているが、いずれも企業職員の併任となっている。

執行機関

企業長

企業団に執行機関の長として企業長が置かれている。企業長は、構成団体の長から共同任命され、その任期は4年で、特別地方公共団体の長として企業団を統轄し、これを代表する。

副企業長

企業団に副企業長1人が置かれている。副企業長は、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は4年で、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

補助職員

企業団に企業長の権限に属する事務の執行を補助する企業職員が置かれており、企業長が任命し、その定数は条例で450人と定められている。

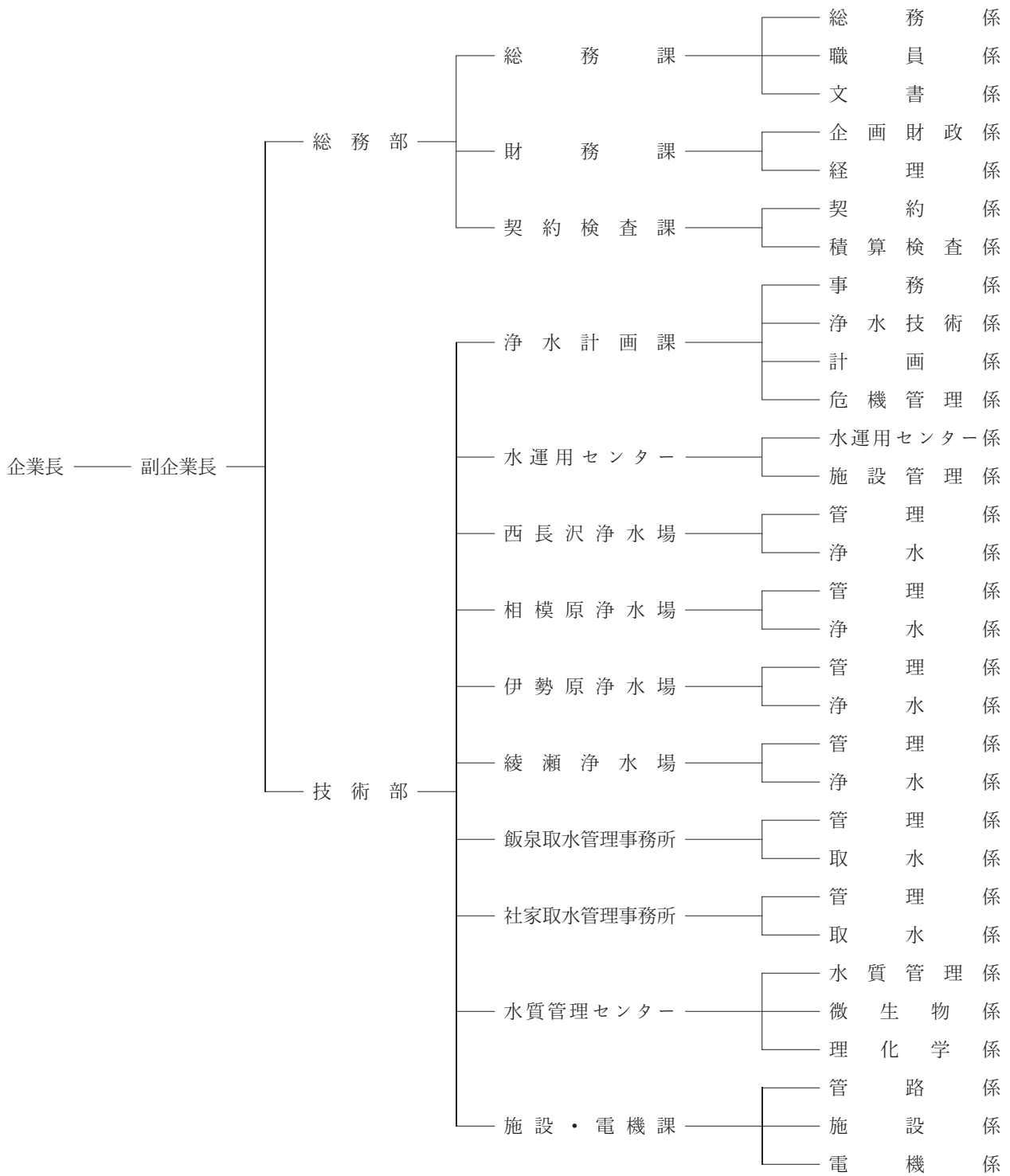
組織としては、総務部及び技術部が条例で置かれ、また各部に課（場・所・センター）が、各課（場・所・センター）に係がそれぞれ置かれている。

監査委員

企業団に監査委員2人が置かれており、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は3年となっている。

また、監査委員に事務局が設置され、事務局長のほか書記等が置かれているが、いずれも企業職員の併任となっている。

(1) 機 構 図 (平成24年4月1日現在)



議 会 —— 議会事務局

監 査 委 員 —— 監査事務局

(2) 事業所所在地

(平成24年4月1日現在)

事業所名		所在地
本 庁	総務部 技術部	▽241-8525 横浜市旭区矢指町1194番地 電話 045 (363) 1111 (代) F A X 045 (363) 1121
西長沢浄水場		▽216-0013 川崎市宮前区潮見台4番1号 電話 044 (977) 3761 F A X 044 (977) 9416
相模原浄水場		▽252-0335 相模原市南区下溝2714番地 電話 042 (778) 3251 F A X 042 (778) 5275
伊勢原浄水場		▽259-1101 伊勢原市日向1297番地 電話 0463 (93) 3951 F A X 0463 (92) 2055
綾瀬浄水場		▽252-1124 綾瀬市吉岡887番地 電話 0467 (70) 9832 F A X 0467 (70) 9834
飯泉取水管理事務所		▽250-0863 小田原市飯泉884番地 電話 0465 (48) 1102 F A X 0465 (47) 9232
社家取水管理事務所 水質管理センター		▽243-0424 海老名市社家4587番地 社家取水管理事務所 電話 046 (239) 2810 F A X 046 (239) 2815 水質管理センター 電話 046 (239) 2816 F A X 046 (239) 2819
宿泊研修所(丹沢荘)		▽258-0201 足柄上郡山北町中川527番地 電話 0465 (78) 3631 F A X 0465 (78) 3208

(3) 所属別配置職員数

(平成24年4月1日現在)

区 分		事 務	技 術	技 能	計
総 務 部	総 務 課	28 (4) ^人	4 (1) ^人	1 (2) ^人	33 (7) ^人
	財 務 課	16 (4)			16 (4)
	契 約 検 査 課	6 (1)	8 (1)		14 (2)
技 術 部	浄 水 計 画 課	11	14		25
	水 運 用 セ ン タ ー		29 (2)		29 (2)
	西 長 沢 浄 水 場	3 (1)	29 (8)		32 (9)
	相 模 原 浄 水 場	2 (1)	31 (4)		33 (5)
	伊 勢 原 浄 水 場	2 (1)	27 (8)		29 (9)
	綾 瀬 浄 水 場	2 (1)	29 (6)		31 (7)
	飯 泉 取 水 管 理 事 務 所	2 (1)	26 (3)		28 (4)
	社 家 取 水 管 理 事 務 所	3	19 (6)		22 (6)
	水 質 管 理 セ ン タ ー		18 (1)		18 (1)
	施 設 ・ 電 機 課		28 (1)		28 (1)
合 計		75 (14)	262 (41)	1 (2)	338 (57)

注1 企業長、副企業長を除く

注2 ()内は、再任用短時間勤務職員で外数

(4) 事務分掌

(平成24年4月1日現在)

部	課	事務分掌
総務部	総務課	総務部所掌事務の企画及び調整、車両の管理、広報、訴訟等の総括、議会、神奈川県広域水道サービス株式会社、宿泊研修所（ただし、維持管理については軽易なものに限る。）、庁舎（場又は所に属する庁舎を除く。）の維持管理（軽易なものに限る。）及び取組み、宿泊研修所及び公舎内の電気設備の維持管理並びに修繕工事の調査、設計及び施行（軽易なものに限る。）、人事、組織、権限の委任、給与、旅費、公務災害補償、研修、福利厚生、安全衛生、労働条件、団体交渉、労働協約、苦情処理、職員の賠償責任、地方職員共済組合、公舎（ただし、維持管理については軽易なものに限る。）、情報公開、個人情報保護、法令等の審査及び解釈、業務状況の公表、条例等の原本の整理保存及び公告等、公印、業務改善、電子計算組織利用業務（水運用及び水処理に関するものを除く。）の総合的企画・調整及び指導、情報通信ネットワークの総合的運営管理、財務課及び契約検査課の庶務（旅費の支給及び消耗品（図書類を除く。）に関することに限る。）、その他
	財務課	事業経営に係る基本計画及び重要施策の企画及び総合調整、事業経営の効率化に係る企画・調整及び実施、長期財政計画の策定、給水料金の改定、企業債・補助金・出資金その他資金の調達、事業経営資料の収集分析及び調査、予算の編成及び執行管理、経理の指導及び調整、決算、一時借入金の借入れ、出納取扱金融機関、金銭及び有価証券の出納保管、工事精算の総括、証書類の保管、その他財務事務の総括・経営に係る調査・企画及び調整、不動産の取得及び借入れ、不動産の登記、損失補償事務の総括、固定資産事務の総括、物品（災害用貯蔵品を除く。）事務の総括
	契約検査課	工事・請負・物品調達その他の契約、指名業者の選定、工事等の設計・監督に係る指導及び啓発、設計等の技術審査、工事の安全点検、工事及び計画調査業務委託の検査、工事及び業務委託の設計及び施行に係る基準、その他工事に関する制度の調査及び検討
技術部	浄水計画課	技術部所掌事務の企画及び調整、水道技術管理者の職務、給水料金の収入調定、水道用水供給事業の基本計画の策定及び認可、水道施設の新設・改良及び修繕の計画調査、水道技術の調査研究、国及び他の地方公共団体との技術的協議及び連絡調整、浄水技術に係る懸案事項の検討、技術研修、ダム負担金及びダム使用権、災害対策及び危機管理、災害貯蔵品事務の総括、水運用センター及び施設・電機課の庶務一般、その他
	水運用センター	取水・導水・浄水・送水量等水運用の計画及び調整、構成団体との水道用水供給量の連絡調整、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行（施設・電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設・電機課に係る建設改良工事のうち簡易なもの（場又は所に属する庁舎を除く。）内の電気設備の維持管理（軽易なものを除く。）並びに修繕工事の調査・設計及び施行、通信設備の保安に係る運営及び連絡調整
	西長沢浄水場	浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行（施設・電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設・電機課に係る建設改良工事のうち簡易なもの（場又は所に属する庁舎を除く。）の施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	相模原浄水場	導水・浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行（施設・電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設・電機課に係る建設改良工事のうち簡易なもの（場又は所に属する庁舎を除く。）の施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	伊勢原浄水場	導水・浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行（施設・電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設・電機課に係る建設改良工事のうち簡易なもの（場又は所に属する庁舎を除く。）の施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	綾瀬浄水場	浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行（施設・電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設・電機課に係る建設改良工事のうち簡易なもの（場又は所に属する庁舎を除く。）の施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	飯泉取水管理事務所	取水及び導水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行（施設・電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設・電機課に係る建設改良工事のうち簡易なもの（場又は所に属する庁舎を除く。）の施行、水質検査計画に基づく水質の検査
	社家取水管理事務所	取水及び導水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査・設計及び施行（施設・電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに施設・電機課に係る建設改良工事のうち簡易なもの（場又は所に属する庁舎を除く。）の施行、水質管理センターの庶務
	水質管理センター	水質に係る企画・調整、水源水域の水質調査、水質検査計画に基づく水質の検査、水処理に係る調査研究、構成団体等との水質に係る連絡調整、社家取水管理事務所に係る水質検査計画に基づく水質管理
	施設・電機課	建設工事・建設改良工事に係る施設の調査・設計及び施行（水運用センター、場又は所に属するものを除く。）、修繕工事の調査・設計並びに建設工事・建設改良工事に係る連絡調整、庁舎（場又は所に属する庁舎を除く。）、宿泊研修所及び公舎の維持管理並びにこれら施設その他の建築物の修繕工事の調査・設計及び施行（他課の主管に属するものを除く。）、電気工作物の保安に係る運営及び連絡調整

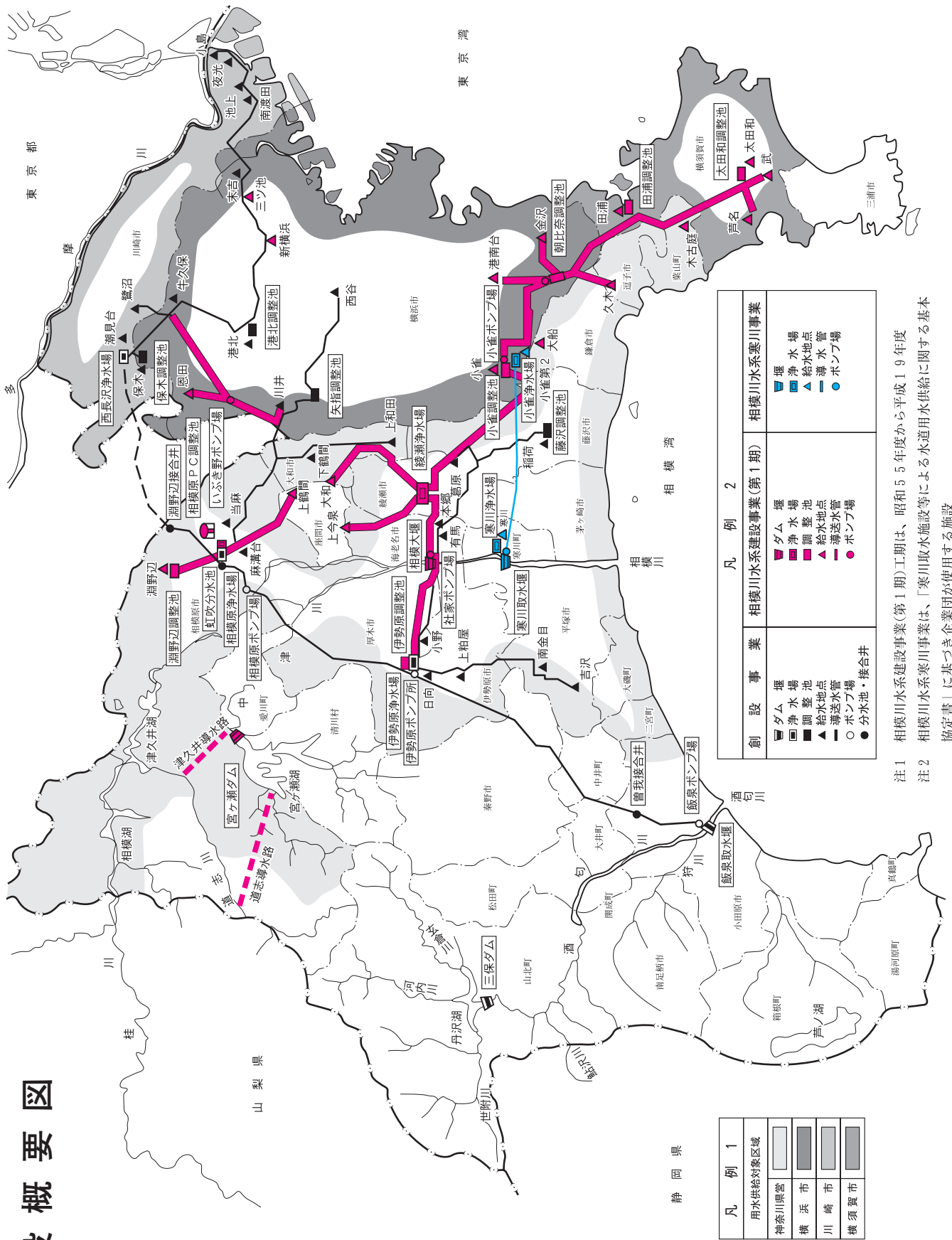
3 沿 革

- 昭和39年2月1日 神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の副知事、助役、水道事業管理者その他主要職員で広域水道研究協議会を発足して広域水道について調査研究を開始
- 昭和40年2月28日 広域水道研究協議会が「各事業体の現況」、「広域水道への道」、「広域水道への前進」と題する報告書を作成公表
- 昭和43年8月31日 県知事、3市長会議で企業団設立を申合せ、設立準備委員会（副知事、各助役で構成）を設置
- 昭和43年10月14日 企業団設立準備事務局を横浜市中区の横浜商工会議所ビル内に設置
- 昭和44年3月25日 県知事、3市長他（三浦市長）が相模川高度利用及び酒匂川総合開発水量の水系別配分に関する覚書を締結
- 昭和44年3月27日 企業団設立について横須賀市議会で可決
- 昭和44年3月28日 企業団設立について神奈川県議会で可決
- 昭和44年3月29日 企業団設立について横浜市会で可決
- 昭和44年4月1日 企業団設立準備事務局を神奈川区総合庁舎内に移転
- 昭和44年4月21日 企業団設立について川崎市議会で可決
- 昭和44年5月1日 自治大臣の許可により企業団設立（企業団規約の許可）
- 昭和44年7月17日 厚生大臣が水道用水供給事業経営認可（創設事業計画の認可、目標年次：昭和50年度、計画1日最大給水量：145万4,800 m^3 ）
- 昭和44年9月1日 企業団設立式典を横浜市中区のシルクセンターで開催
- 昭和45年3月25日 酒匂ダム（仮称）及び飯泉取水施設の建設に関する基本協定書を県と締結
- 昭和46年12月21日 酒匂川における水利使用許可（小田原市分を除く1日最大取水量は156万4,300 m^3 ）
- 昭和46年12月27日 自治大臣が企業団規約一部変更許可（事務所の移転及び構成団体列記順序の変更）
企業団事務所を横浜市旭区の新庁舎に移転
- 昭和48年6月30日 厚生大臣が水道用水供給事業変更認可（臨時給水に係る取水地点の変更及び浄水方法の変更、目標年次：昭和50年度、計画1日最大給水量：145万4,800 m^3 ）
- 昭和48年7月1日 相模原畑地かんがい用水により臨時給水を開始
- 昭和49年3月17日 一部給水記念式を飯泉取水管理事務所で開催
- 昭和49年4月1日 神奈川県、横浜市及び川崎市へ一部給水を開始
（1日最大給水量：65万1,000 m^3 、給水料金：基本料金37円/ m^3 及び使用料金3円/ m^3 ）
- 昭和49年5月17日 酒匂ダム（仮称）起工式
- 昭和50年4月1日 酒匂ダム（仮称）を三保ダムと命名
- 昭和50年11月19日 宮ヶ瀬ダム建設計画について企業団企業長及び4構成団体の長により協議が行われ、
利水者を企業団とすること及び暫定水量配分について合意
- 昭和51年4月1日 給水料金を基本料金53円/ m^3 、使用料金5円50銭/ m^3 に改定
- 昭和52年2月21日 三保ダムの貯水池を丹沢湖と命名
- 昭和53年2月28日 三保ダム湛水開始
- 昭和53年4月3日 横須賀市へ一部給水開始
- 昭和53年7月1日 1日最大給水量を65万1,000 m^3 から100万 m^3 へ増量
- 昭和53年7月28日 三保ダム竣工式
- 昭和53年8月2日 建設大臣に宮ヶ瀬ダムに係るダム使用権の設定を申請

- 昭和53年12月4日 建設大臣が宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画を告示（企業団はダム使用権設定予定者で1日最大取水量130万 m^3 ）
- 昭和54年4月1日 創設事業による全量給水開始（1日最大給水量145万4,800 m^3 ）
- 昭和54年7月23日 創設事業完成記念式を相模原浄水場で開催
- 昭和55年3月5日 厚生大臣が水道用水供給事業変更認可（相模川水系建設事業計画（第1期）の認可、目標年次：昭和67年度、計画1日最大給水量：203万2,300 m^3 ）
- 昭和55年3月28日 内閣総理大臣が宮ヶ瀬ダムに係る水源地域整備計画決定を公示
- 昭和55年12月27日 県知事が神奈川県東部地域広域的水道整備計画を策定
- 昭和56年2月9日 宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画に係る負担調整に関する協定書を県、清川村、津久井町及び厚木市と締結
- 昭和56年4月1日 給水料金を基本料金59円/ m^3 、使用料金7円50銭/ m^3 に改定
酒匂川における水利使用更新
- 昭和57年2月1日 一般会計出資の実施に関する協定書を4構成団体と締結
- 昭和58年1月19日 宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画に係る負担調整に関する協定書を愛川町と締結
- 昭和61年11月7日 建設大臣が宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画の変更を告示（県営発電事業の参加等）
- 平成元年8月1日 給水料金に消費税を転嫁
- 平成元年10月2日 宮ヶ瀬ダム本体着工式
- 平成2年12月6日 一般会計出資の実施に関する協定書（昭和57年2月1日締結）を変更する協定書を4構成団体と締結
- 平成3年4月1日 使用料金の一部を改定（1日最大給水量を超えた分に係る使用料金を200円に設定）
酒匂川における水利使用更新
- 平成3年5月28日 一般会計からの繰出しの実施に関する協定書を4構成団体と締結（平成2年12月6日締結の協定書を変更）
- 平成5年4月1日 給水料金を基本料金67円/ m^3 、使用料金8円50銭/ m^3 に改定
- 平成7年5月12日 相模川における水利使用許可（1日最大取水量62万1,000 m^3 ）
- 平成7年10月26日 宮ヶ瀬ダム湛水開始、ダムの貯水池を宮ヶ瀬湖と命名
- 平成10年6月10日 相模川における平成10年度暫定水利使用許可（1日最大取水量12万9,000 m^3 ）
- 平成10年7月23日 相模川水系による4構成団体への一部給水を開始（1日最大給水量12万 m^3 ）
1日最大給水量を145万4,800 m^3 から157万4,800 m^3 へ増量
- 平成11年3月31日 建設大臣がダム使用権設定前の多目的ダムの利用許可（宮ヶ瀬ダム）
- 平成11年4月1日 1日最大給水量を157万4,800 m^3 から168万7,300 m^3 へ増量
- 平成11年11月25日 相模川水系建設事業計画（第2期）策定の先送り及び寒川取水施設等の企業団の暫定使用を4構成団体と合意
- 平成12年4月1日 1日最大給水量を168万7,300 m^3 から191万9,800 m^3 へ増量
- 平成12年11月22日 寒川取水施設等による水道用水供給に関する基本協定書を4構成団体と締結
- 平成12年12月2日 宮ヶ瀬ダム竣工式
- 平成13年3月23日 県知事が神奈川県東部地域広域的水道整備計画を改定
- 平成13年3月29日 厚生労働大臣が水道用水供給事業変更認可（相模川水系寒川事業計画の認可、目標年次：平成27年度、計画1日最大給水量：253万4,840 m^3 ）
- 平成13年3月30日 相模川における水利使用変更許可（1日最大取水量を125万4,800 m^3 へ増量及び取水口の追加）

- 平成13年 4月 1日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムに係るダム使用権を設定
相模川水系寒川事業による神奈川県、横浜市及び横須賀市へ一部給水を開始（1日最大給水量：47万4,500m³、給水料金：神奈川県17円30銭/m³・横浜市及び横須賀市17円50銭/m³）
1日最大給水量を191万9,800m³から239万4,300m³へ増量
- 平成13年 4月17日 総務大臣が企業団規約一部変更許可（議員定数の削減及び特別職たる副企業長の設置）
- 平成13年 4月20日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムの建設の完了（平成13年 3月31日）を公示
- 平成13年10月 2日 酒匂川における水利使用更新
- 平成13年10月10日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムに係るダム使用権を登録
- 平成15年 4月 1日 相模川水系寒川事業における水道法に基づく業務委託の開始（水道法の改正に伴い施設分割管理方式から委託方式に変更）
1日最大給水量を239万4,300m³から251万3,300m³へ増量
給水料金を基本料金51円/m³、使用料金10円/m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金に基本料金24円80銭/m³を新設
- 平成16年 5月17日 相模川における水利使用変更許可
（1日最大取水量を125万4,800m³から125万2,100m³へ減量及び県水創設取水口の削除）
- 平成18年 4月 1日 相模川水系建設事業（第1期）による全量給水開始
平成18年度及び平成19年度における基本料金の一部免除の実施
（定率免除額：免除前の基本料金の12%に相当する金額、定量免除額：1日当たり2,000m³の基本水量に対する基本料金に相当する金額）
1日最大給水量を251万3,300m³から262万5,800m³へ増量
- 平成20年 3月13日 虹吹小水力発電（現 相模原小水力発電所）における水利使用許可（1日最大取水量359,000m³）
- 平成20年 4月 1日 給水料金を基本料金42円50銭/m³、使用料金10円80銭/m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を25円/m³に改定
- 平成20年12月22日 平成19年度繰越事業が終了し、相模川水系建設事業（第1期）に係る全ての工事が完了
- 平成23年 4月 1日 給水料金を基本料金40円50銭/m³、使用料金を12円50銭/m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を22円30銭/m³に改定

4 施設概要図



凡例 1	
用水供給対象区域	
神奈川県営	
横浜市	
川崎市	
横浜賀賀市	

凡例 2	
創設事業	相模川水系建設事業(第1期)
創設事業	相模川水系寒川事業
堰	堰
浄水場	浄水場
調整池	調整池
給水地点	給水地点
導送水管	導送水管
ポンプ場	ポンプ場
分水池・接合井	分水池・接合井

注1 相模川水系建設事業(第1期)工期は、昭和55年度から平成19年度

注2 相模川水系寒川事業は、「寒川取水施設等による水道用水供給に関する基本協定書」に基づき企業が使用する施設

5 創 設 事 業

(1) 事 業 概 要

計画 1 日最大給水量 1,454,800m³

内 訳

(単位：m³/日)

給水対象事業名	1 日最大給水量
神奈川県水道事業	378,200
横浜市水道事業	562,800
川崎市水道事業	495,200
横須賀市水道事業	18,600
計	1,454,800

給 水 開 始 一部給水 昭和49年 4 月 1 日
 全部給水 昭和54年 4 月 1 日
 工 期 昭和44年度～昭和53年度（10箇年）
 事 業 費 約2,891億円

事業費及び財源内訳表

(単位：千円)

区 分		執 行 額
事 業 費	貯 水 工 事 費	73,099,471
	取 水 工 事 費	4,937,606
	導 水 工 事 費	47,370,152
	浄 水 工 事 費	33,918,393
	送 水 工 事 費	75,009,170
	用地費及び補償費	12,771,163
	諸 経 費	42,052,909
	計	289,158,864
財 源 内 訳	国 庫 補 助 金	37,876,948
	水 源	15,930,476
	広 域	21,946,472
	企 業 債	249,969,000
	政 府 債	97,022,000
	公 庫 債	87,103,000
	縁 故 債	65,844,000
	一 般 財 源	1,312,916
計	289,158,864	

(2) 貯水施設(三保ダム)

酒匂川は、神奈川県西部に位置し、その源を富士山ろくに発し、西丹沢山塊の水を集めながら小田原市において相模湾にそそぐ、延長46km、流域面積582km²の県下では2番目に大きい河川である。

三保ダムは、この酒匂川の支川河内川の山北町神尾田地先に築造した高さ95m、総貯水量6,490万m³、有効貯水量5,450万m³の多目的ダムであり、このダムは洪水調節を行い(ダム地点における計画高水のピーク流量2,100m³/秒のうち850m³/秒を調節)、下流の取水地点において日量180万9,500m³(小田原市分24万5,200m³を含む。)の水道用水を取水するとともにダムの放流水を利用して発電を行い(最大出力7,000kW)、エネルギーの有効利用を図っている。

施設概要

施設	所在地	内容	備考
貯水ダム (三保ダム)	(左岸) 足柄上郡山北町神尾田字尾崎 (右岸) 足柄上郡山北町神尾字田ノ入向	型式 土質遮水壁型ロックフィルダム 堤高 95m 堤体積 581万6,000m ³ 堤頂長 587.7m	多目的ダム (治水、水道、発電)
貯水池 (丹沢湖)		総貯水容量 6,490万m ³ 有効貯水容量 5,450万m ³ 湛水面積 2.18km ²	満水位 EL+321.5m

三保ダム平面図



(3) 取水施設（飯泉取水堰、沈砂池）

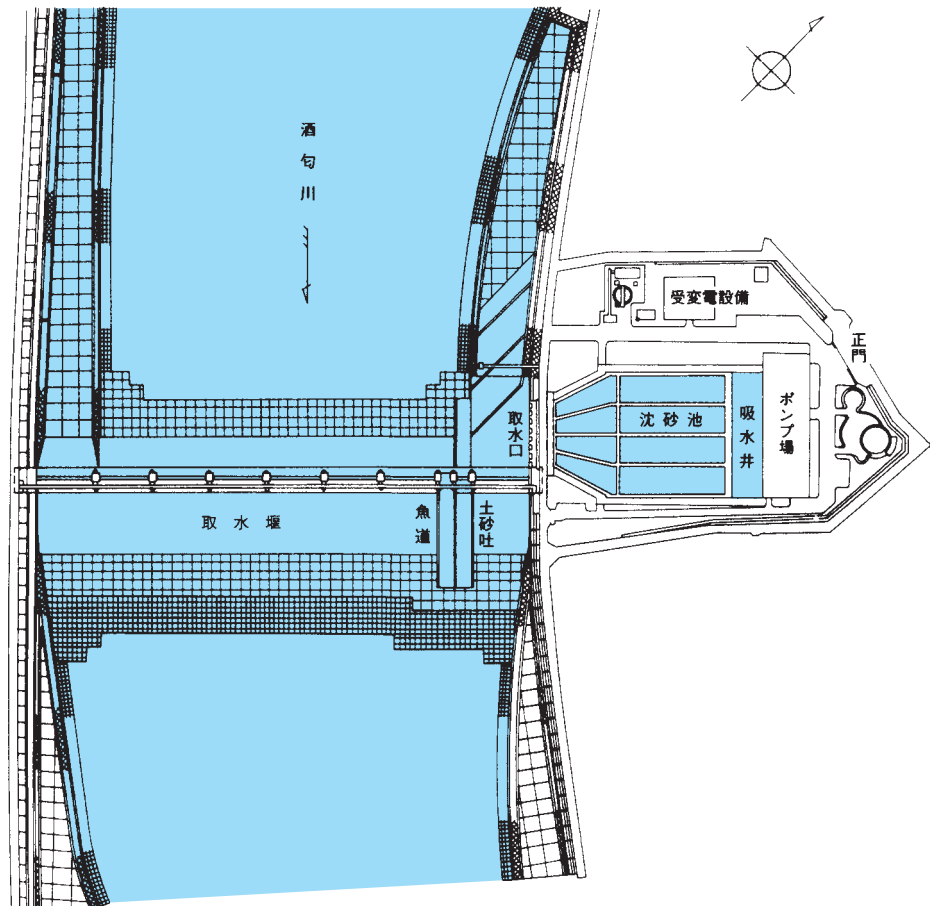
飯泉取水堰は、酒匂川の河口から約2.3kmの地点に設置したもので、左岸の取水口から1日最大156万4,300m³の原水を取水する。この堰にはアユ等の魚類がそ上・降下できるよう魚道を設置している。

また、沈砂池は、酒匂川から取水した原水中に含まれる砂等を除去するために造られた施設である。

施設概要

施設	所在地	内容	備考
取水堰	(左岸) 小田原市中新田字押河原 (右岸) 小田原市扇町	型式 可動堰 堰高 5.4m (基礎面よりゲート天端まで) 堰長 342.5m 放流施設 洪水吐 純径間34.0m×扉高3.4m、ローラゲート1門 34.0m×扉高2.4m、ローラゲート5門 36.0m×扉高1.7m、転倒ゲート2門 土砂吐 10.0m×扉高3.4m、 フラップゲート付ローラゲート1門 魚道 プール式	
取水口	小田原市中新田字押河原	長さ17.5m×幅43.2m、流入水深1.0m 8門	取水位TP+8.4m
沈砂池	小田原市中新田字押河原	長さ111.0m×幅19.5m、有効水深4.0m 4槽	

取水施設平面図



(4) 導水施設

導水施設は小田原市飯泉の取水施設に隣接して飯泉ポンプ場を築造し、ここから小田原市東部の上曾我にある曾我接合井との間に、内径3,100mmの導水管（延長約4.7km）を布設し、日量156万4,300m³の原水を6,500kWのポンプ4台で揚水する。

曾我接合井より先は、丹沢山塊の南ろくを通過して相模川の右岸に至る延長約30kmの区間に、高さ、幅とも3.8m、勾配1,500分の1の導水トンネルを築造し、相模川を延長830mの鋼製水路橋で横断したのち左岸相模原市南区当麻に築造した相模原ポンプ場に到達する。相模原ポンプ場から出力4,600kWのポンプ4台で再度揚水を行って相模原浄水場、西長沢浄水場へ導水するが、この間、相模原市南区下溝の虹吹分水池（相模原浄水場内）までは、内径2,800mmの導水管（延長約3.5km）を、更に虹吹分水池から淵野辺接合井までは、内径2,600mmの導水管（延長約4.2km）を布設し、その先は、川崎市上下水道局の導水トンネルの余裕断面を使用して川崎市北部の西長沢浄水場に至るものである。なお、導水トンネルの途中の伊勢原市日向にポンプ所を設け、出力690kWのポンプ4台により伊勢原浄水場に揚水している。

施設概要

施設	所在地	内容	備考
導水トンネル	小田原市上曾我（曾我接合井）～厚木市上依知	①幅、高さ共3.8m 馬蹄型コンクリート造り ②円形無圧トンネル 内径4,000mm鋼管 合計延長29,867m	秦野、中津川サイフォンを含む
水路橋	厚木市上依知～相模原市南区当麻（相模原ポンプ場）	幅3.4m×高さ3.8m 鋼製箱桁型 延長873m	左右岸連絡水路（43m）含む
導水管	飯泉ポンプ場～曾我接合井	内径3,100mm 鋼管 延長4,731m	
	相模原ポンプ場～虹吹分水池	内径2,800mm 鋼管 延長3,464m	
	虹吹分水池～淵野辺接合井	内径2,600mm 鋼管 延長4,143m	
接合井及び分水池	淵野辺接合井	相模原市中央区淵野辺本町	容量3,000m ³ 鉄筋コンクリート造り 1池
	虹吹分水池	相模原市南区下溝（相模原浄水場内）	容量2,920m ³ 鉄筋コンクリート造り 1池
導水ポンプ	飯泉	小田原市飯泉	出力6,500kW／台 4台
	相模原	相模原市南区当麻	出力4,600kW／台 4台
	伊勢原	伊勢原市日向（伊勢原浄水場内）	出力 690kW／台 4台

(5) 浄水施設

浄水施設は導水幹線に沿って、導水トンネルの中間点伊勢原市日向地先に施設能力1日22万 m^3 の伊勢原浄水場を、相模原市南区下溝地先には施設能力1日40万6,600 m^3 の相模原浄水場を、川崎市宮前区潮見台地先に施設能力1日93万7,700 m^3 の西長沢浄水場をそれぞれ築造した。

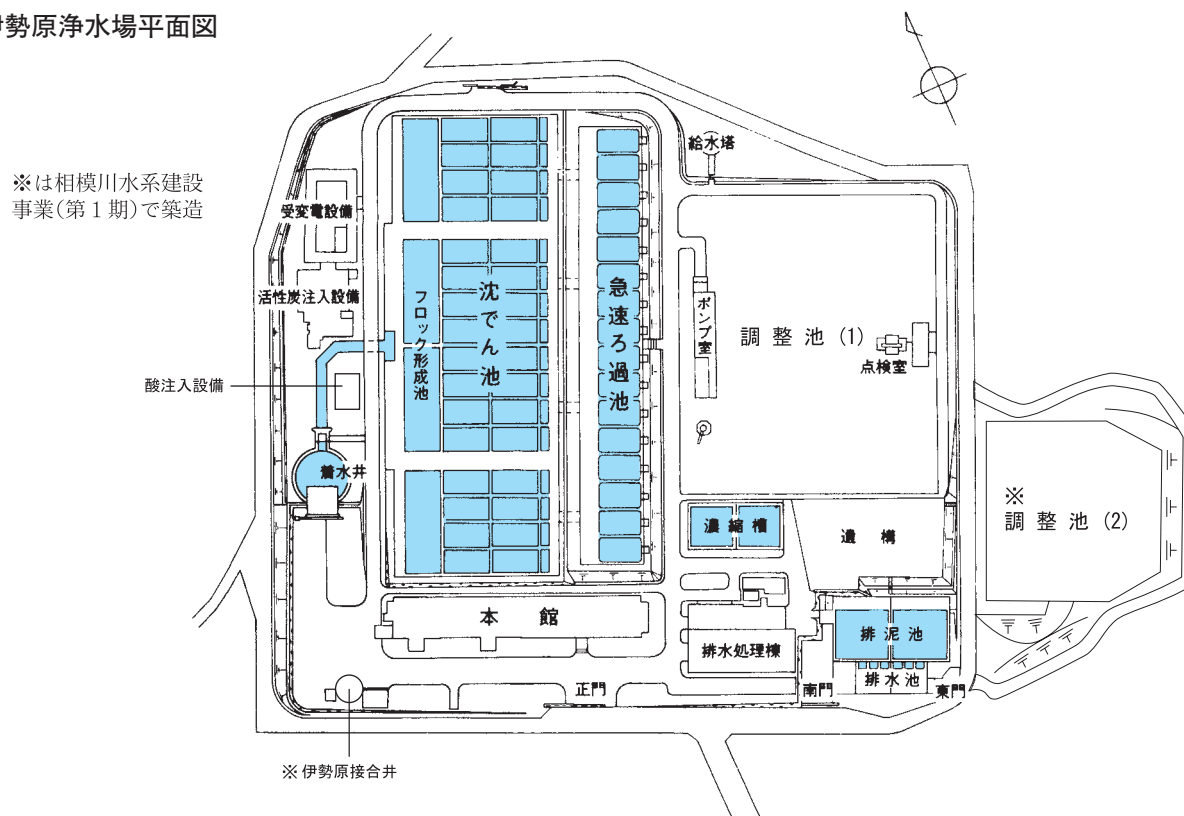
ア 伊勢原浄水場

所在地 神奈川県伊勢原市日向1297番地
敷地面積 65,254 m^2
施設能力 220,000 m^3 /日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	内径20.0m×有効水深5.0m、有効容量1,100 m^3	1池	HWL+117.0m
沈でん池	長さ40.7m×幅40.7m×深さ5.5m 1池当たり処理能力 55,000 m^3 /日 横流式傾斜板沈でん池	4池	
急速ろ過池	長さ16.6m×幅10.0m×深さ3.93m 重力式 ろ過面積137 m^2 /池、ろ過速度120 $\text{m}/\text{日}$ 1池当たり処理能力 16,400 m^3 /日	16池	
本館	管理室、事務室、機械電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、次亜注入機室、薬品注入機室、地下1階地上3階4,874 m^2	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、湿式造粒脱水機、乾燥機、排水処理棟	1式	
伊勢原接合井	内径10.4m×深さ56.2m 地下7階 ※相模川水系建設事業（第1期）で築造	1池	HWL+65.25m LWL+62.14m

伊勢原浄水場平面図



イ 相模原浄水場

所在地 神奈川県相模原市南区下溝2714番地

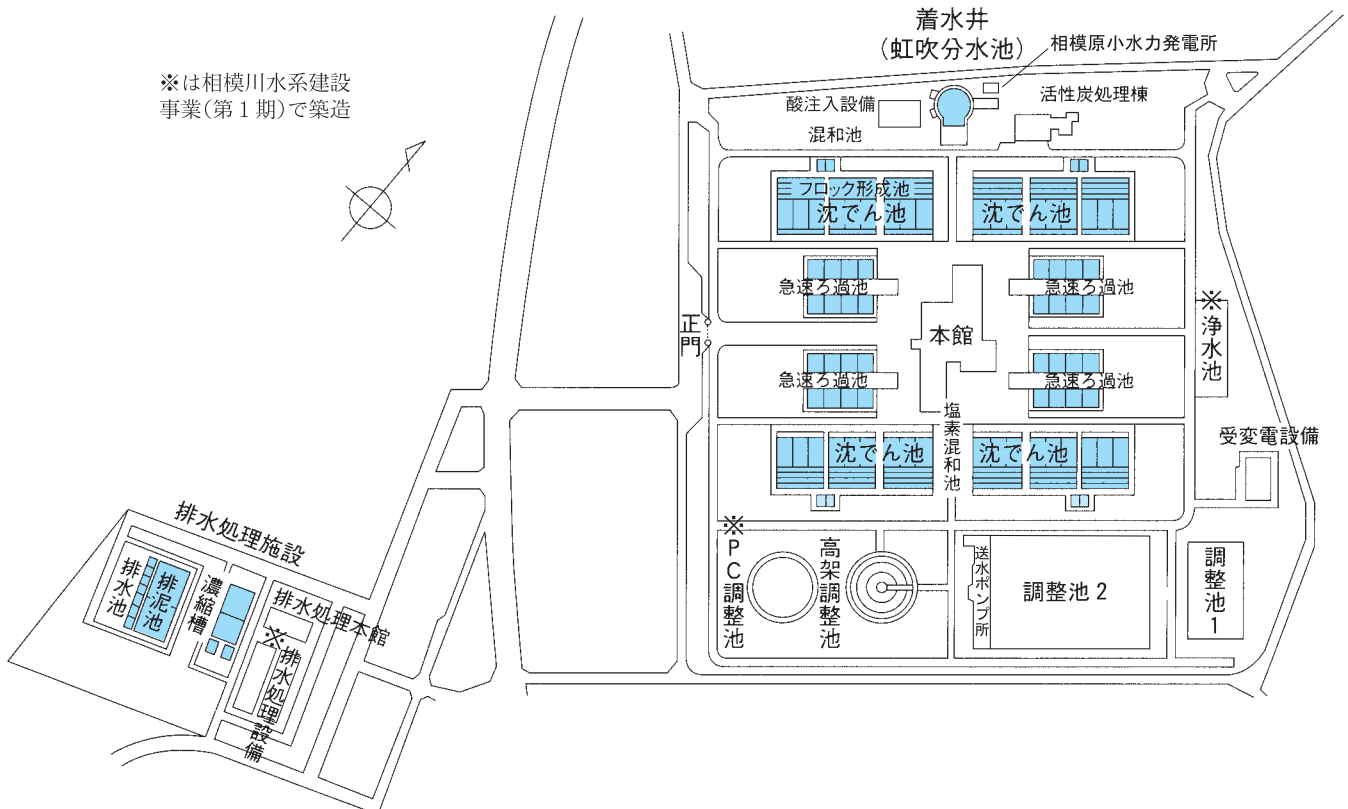
敷地面積 229,516㎡

施設能力 527,600㎥／日※

施設概要 (※は相模川水系建設事業(第1期)増強完了後の仕様)

施設	形状寸法	数量	備考
着水井 (虹吹分水池)	内径20.0m×有効水深9.3m、有効容量2,920㎥	1池	HWL+110.3m
沈でん池	長さ25.5m×幅34.6m×深さ5.4m 1池当たり処理能力 44,000㎥／日※ 横流式傾斜板沈でん池	12池	
急速ろ過池	長さ14.7m×幅11.8m×深さ3.85m 重力式 ろ過面積144㎥／池、ろ過速度130.9m／日※ 1池当たり処理能力 18,850㎥／日※	32池	
浄水池	長さ91.64m×幅49.62m×有効水深5.5m、有効容量23,000㎥ (相模川水系建設事業(第1期)で築造)	1池	HWL+103.0m LWL+97.5m
本館	管理室、事務室、機械電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、次亜注入機室、 薬品注入機室、地下1階地上4階9,496㎡	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機※、乾燥機、排水処理棟(新設)※	1式	

相模原浄水場平面図



ウ 西長沢浄水場

所在地 神奈川県川崎市宮前区潮見台4番1号

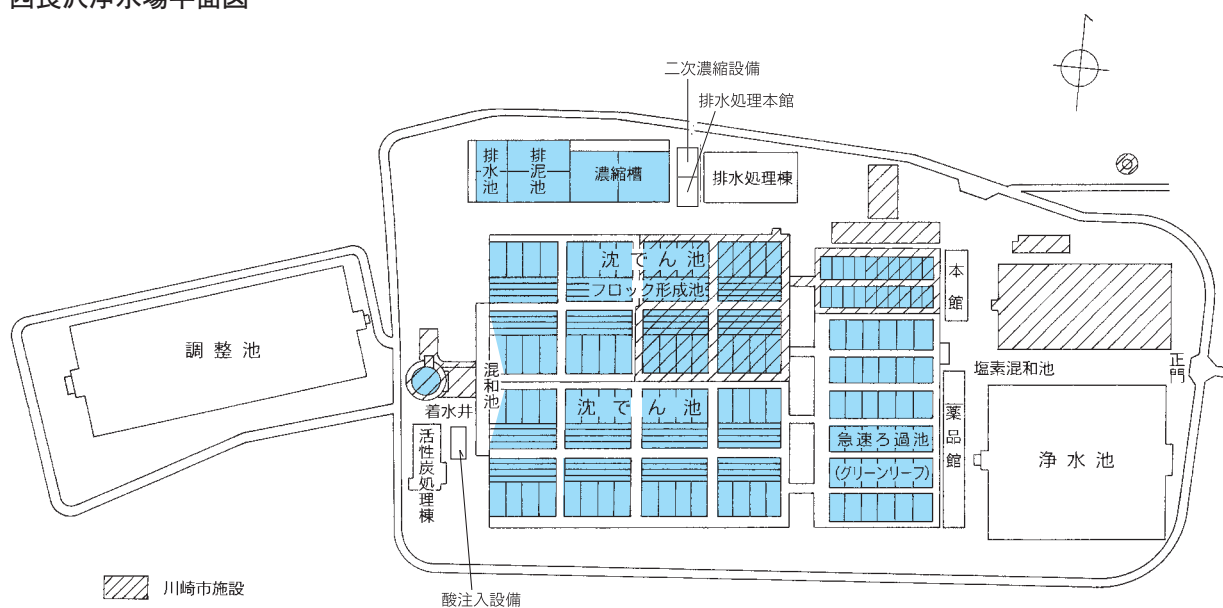
敷地面積 125,906m²

施設能力 937,700m³/日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	内径20.0m×有効水深9.25m、有効容量2,900m ³	1池	川崎市施設 HWL+90.0m
沈でん池	長さ25.0m×幅40.9m×深さ5.2m 1池当たり処理能力 78,140m ³ /日 横流式傾斜板沈でん池	12池	
急速ろ過池	長さ14.7m×幅7.05m×深さ6.38m 重力式（自己逆流洗浄型） ろ過面積72m ² /池、ろ過速度177m/日 1池当たり処理能力 12,700m ³ /日	8池	
	長さ17.4m×幅11.6m×深さ6.55m 重力式（自己逆流洗浄型） ろ過面積151m ² /池、ろ過速度177m/日 1池当たり処理能力 26,700m ³ /日	36池	
浄水池	長さ107.2m×幅95.4m×有効水深5.0m、有効容量50,000m ³	1池	HWL+83.4m LWL+78.4m
本館	管理室、事務室、機械電気室、地下1階地上2階2,179m ²	1棟	
薬品館	薬品貯蔵室、次亜注入機室、薬品注入機室、水質試験室	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、二次濃縮設備、電気浸透式加圧脱水機、排水処理棟	1式	

西長沢浄水場平面図



(6) 送水施設

送水路線は、構成団体の送配水施設と密接な係を保つとともに、給水地点における管理を容易にするため、浄水場から自然流下方式により給水している。送水路線は浄水場別の3系統とし、構成団体に対し22箇所（臨海地区（4箇所）を1箇所として計上）の給水地点から必要水量を供給するもので、3系統合わせて内径2,800mmから内径700mmまでの送水管（延長約111km）を布設するとともに、調整池9池（総有効容量273,600m³）を築造した。また、本庁に企業団管理機能の中核である管理センター（現水運用センター）を設置し、効率的な水運用に対処することとした。

施設概要

施設		所在地	内 容	備 考	
伊勢原浄水場系統	送水管		内径1,650mm～内径700mm 延長約39,100m		
	調整池	伊勢原 1	伊勢原市日向 (伊勢原浄水場内)	長さ111.4m×幅75.4m×有効水深5.0m 有効容量40,000m ³	HWL+110.0m LWL+105.0m
		藤 沢	藤沢市稲荷	長さ76.0m×幅34.2m×有効水深8.0m 有効容量20,000m ³	HWL+ 47.5m LWL+ 39.5m
相模原浄水場系統	送水管		内径2,000mm～内径1,000mm 延長約31,900m		
	調整池	相模原（高架）	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	内径52.0m×有効水深5.0m 有効容量10,000m ³	HWL+128.0m LWL+123.0m
		相模原 1	〃	長さ80.1m×幅51.7m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³ ※創設事業で浄水池として築造	HWL+102.6m LWL+ 97.6m
		相模原 2	〃	長さ114.8m×幅80.0m×有効水深5.0m 有効容量40,000m ³	HWL+102.3m LWL+ 97.3m
		矢 指	横浜市旭区矢指町	1号池 長さ70.0m×幅19.5m～47.2m（台形） ×有効水深5.0m 2号池 長さ85.8m×幅42.6m×有効水深5.0m 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 83.3m LWL+ 78.3m
送水ポンプ	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	出力900kW/台 5台 (相模川水系建設事業分1台を含む)			
西長沢浄水場系統	送水管		内径2,800mm～内径1,000mm 延長約40,100m		
	調整池	西長沢	川崎市宮前区潮見台 (西長沢浄水場内)	長さ180.0m×幅68.8m×有効水深5.0m 有効容量60,000m ³	HWL+ 82.2m LWL+ 77.2m
		保 木	横浜市青葉区美しが丘西	長さ80.8m×幅51.8m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³	HWL+ 79.2m LWL+ 74.2m
		港 北	横浜市都筑区二の丸	長さ80.3m×幅66.3m×有効水深6.5m 有効容量33,600m ³	HWL+ 60.0m LWL+ 53.5m

6 相模川水系建設事業

(1) 相模川水系建設事業（第1期）

概 要

相模川水系建設事業（第1期）は、相模川河口から12km地点である相模川左岸の海老名市社家地先、右岸の厚木市岡田地先に取水堰（相模大堰）を設け、相模川左岸に設置する取水口により建設省（現国土交通省）が建設する宮ヶ瀬ダムにより新たに開発される水道用水を取水し、沈砂池、導水ポンプを経て、導水管により綾瀬浄水場（新設）及び相模原浄水場（増強）へ導水し、浄水処理を行ったのち、綾瀬浄水場からは小雀・朝比奈・横須賀方面、大和・矢指方面及び上今泉方面の3系統に、相模原浄水場からは淵野辺方面及び上鶴間方面の2系統に、それぞれ送水ポンプ、送水管及び調整池を設けるとともに、西長沢浄水場系送水管荏田地点と相模原浄水場系送水管川井地点との間に送水ポンプ及び送水管を建設し、4構成団体へ水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

区 分		事 業 内 容		
計 画 1 日 最 大 給 水 量		577,500m ³		
計 画 目 標 年 度		平成19年度		
給 水 開 始 年 度		平成10年度		
工 期		昭和55年度～平成19年度（28箇年）		
工 事 概 要	貯 水 工 事	宮ヶ瀬ダム（建設省（現国土交通省）施工） 宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画等（県及び市町村施工）		
	取 水 工 事	取水堰、取水口、沈砂池等		
	導 水 工 事	導 水 ポ ン プ	綾瀬浄水場系、伊勢原浄水場系	
		導 水 管	綾瀬浄水場系 内径2,600mm 延長 約5,100m 伊勢原浄水場系 内径1,650mm 延長 約9,000m	
	浄 水 工 事	綾瀬浄水場 施設能力 500,000m ³ /日 相模原浄水場 施設能力 121,000m ³ /日（増強分）		
	送 水 工 事	送 水 ポ ン プ	小雀・朝比奈・横須賀系、大和・矢指系、上今泉系、相模原系、 荏田・川井系、港南台系	
		送 水 管	内径2,000mm～内径600mm 延長 約93,700m	
		調 整 池	10池 合計容量 243,000m ³ （相模原浄水池を含む）	
		給 水 地 点	17箇所	
	総 事 業 費		約7,329億円	

計画1日最大給水量内訳表

(単位：m³/日)

給水対象事業名	全 体	第1期事業
神奈川県水道事業	609,700	291,200
横浜市水道事業	464,000	221,700
川崎市水道事業	21,800	10,400
横須賀市水道事業	113,500	54,200
計	1,209,000	577,500

第1期事業の事業費及び財源内訳表

(単位：千円)

項 目		執 行 額
事 業 費	貯水工事費	269,466,845
	ダム負担金	248,409,121
	水源地域負担金	21,057,724
	専用工事費	327,907,595
	取水工事費	32,284,586
	導水工事費	42,610,338
	浄水工事費	61,084,460
	送水工事費	134,876,778
	用地及び補償費	29,107,386
	測量及び調査費	8,776,594
	事務費	19,167,453
	建設利息	135,555,431
	計	732,929,871
財 源	国庫補助金	189,551,758
	水源	119,156,816
	広域	70,394,942
	企業債	385,489,335
	政府	158,906,000
	公庫	226,482,000
	縁故	101,335
	出資金	132,470,000
	一般財源	25,418,778
	計	732,929,871

注 国庫補助金（広域）には特定資金公共事業債を含む

(2) 貯水施設(宮ヶ瀬ダム)

ア 概要

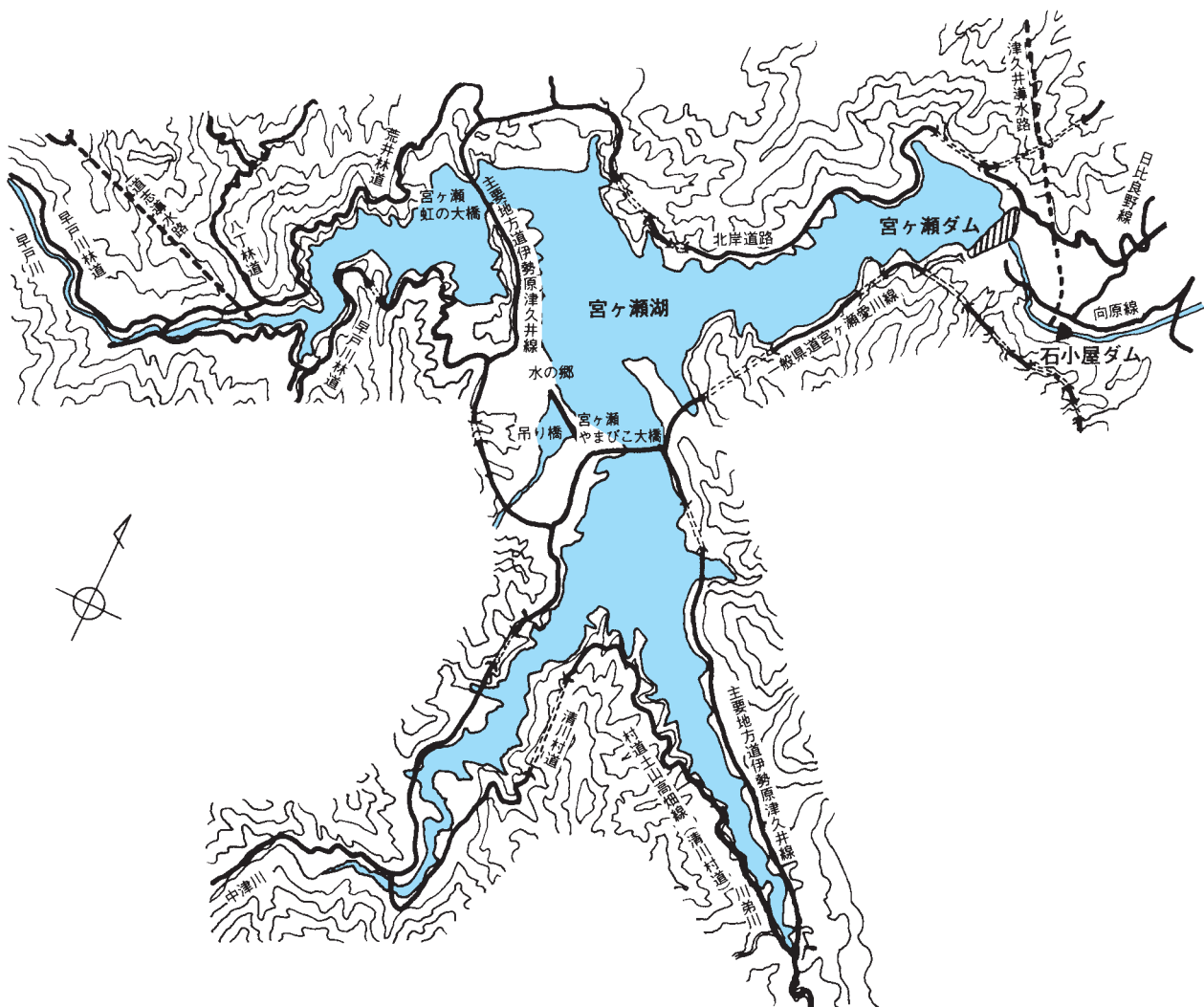
宮ヶ瀬ダムは、建設省（現国土交通省）が直轄事業として相模川水系中津川に建設した多目的ダムで、その目的は、相模川本川及び中津川の洪水調節（ダム地点の計画高水量 $1,700\text{m}^3/\text{秒}$ のうち、 $1,600\text{m}^3/\text{秒}$ を調節）、流水の正常な機能の維持、水道用水の取水（1日最大 $130\text{万}\text{m}^3$ ）、発電（最大出力 $25,400\text{kW}$ ）である。

建設費は約 $3,993$ 億円、工期は昭和46年度から平成12年度までであり、平成13年度から本格運用を行っている。

企業団は、昭和53年12月に決定された「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」において、ダム使用权（水道用水の取水を可能とするダムの貯留量を確保する権利）の設定予定者となったことに伴い、建設費の62.0%（消費税等を含めて $2,484$ 億 912 万余円）を負担した。

なお、治水は36.9%、発電は1.1%の負担割合であった。

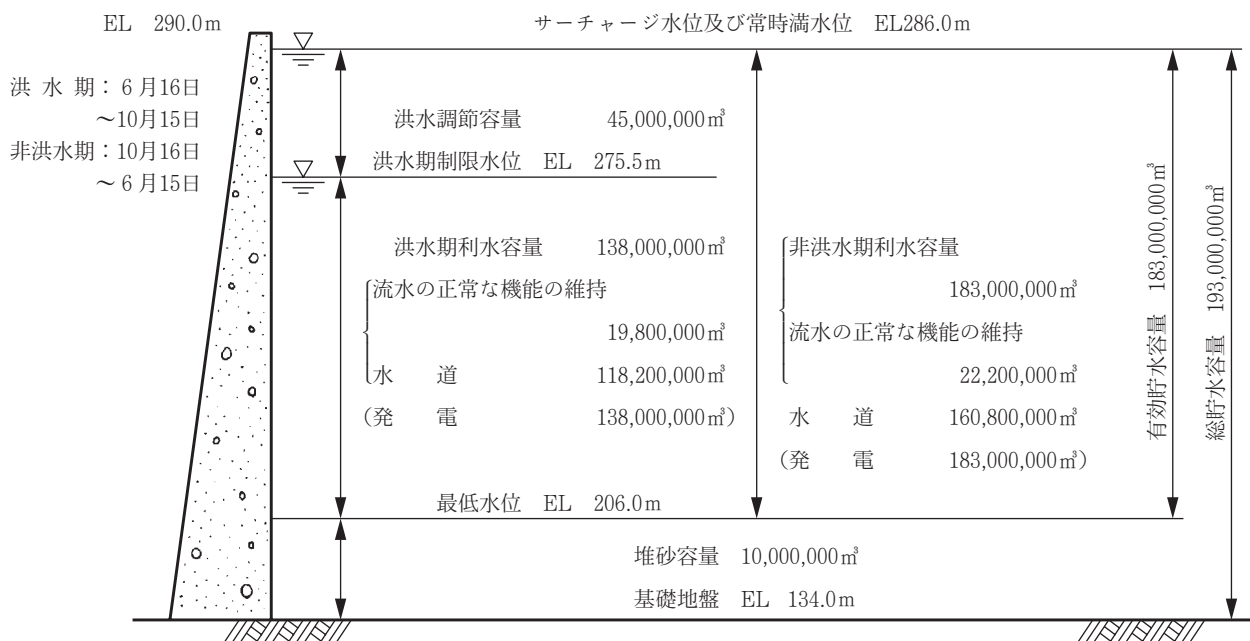
宮ヶ瀬ダム平面図



宮ヶ瀬ダム の 諸元

ダ ム			貯 水 池	
位 置 : 左 岸	神奈川県相模原市緑区青山地先		集 水 面 積	213.9km ² (導水流域112.5km ²)
	神奈川県愛甲郡愛川町半原地先		湛 水 面 積	4.6km ²
右 岸	神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬地先		総 貯 水 容 量	1 億9,300万 m ³
	神奈川県愛甲郡愛川町半原地先		有 効 貯 水 容 量	1 億8,300万 m ³
型 式	重力式コンクリートダム		常 時 満 水 位	EL 286.0m
堤 高	156m		サーチャージ水位	EL 286.0m
堤 頂 長	約400m		設 計 洪 水 位	EL 288.5m
堤 体 積	約200万 m ³		放流設備	
非 越 流 部 標 高	EL 290.0m		常 用 洪 水 吐 き	一式
			低 水 放 流 施 設	選択取水設備
			計 画 高 水 流 量	1,700 m ³ /s
			ダ ム 設 計 洪 水 流 量	1,900 m ³ /s

貯水池容量配分図



導水路の諸元

事項	道 志 導 水 路	津 久 井 導 水 路
位 置	呑口：神奈川県相模原市緑区青根	呑口：神奈川県愛甲郡愛川町半原
	吐口：神奈川県相模原市緑区鳥屋	吐口：神奈川県相模原市緑区青山
延 長	約8,000m	約5,000m
通 水 量	20 m ³ /s (最大)	40 m ³ /s (最大)

イ 建設の経緯

宮ヶ瀬ダムは、平成13年4月から本格運用を開始したが、本体工事を中心とした建設の経緯については、次のとおりであった。

昭和44年4月	相模川一級河川指定（公示）
昭和44年9月	建設省が宮ヶ瀬ダム計画を発表
昭和46年4月	宮ヶ瀬ダム調査事務所を開設、実施計画調査に着手
昭和49年4月	宮ヶ瀬ダム工事事務所と名称変更
昭和53年5月	ダムサイトが石小屋地点に決定
昭和53年12月	「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」の決定（公示）
昭和54年5月	河川予定地指定（公示）
昭和56年8月	一般損失補償基準調印（清川村、津久井町）
昭和59年6月	一般損失補償基準調印（愛川町）
昭和59年3月	仮排水トンネル工事に着手
昭和61年11月	「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」の変更決定（公示）
昭和62年11月	ダム本体建設工事に着手
昭和63年2月	仮排水トンネル転流開始（転流式）
平成元年10月	ダム本体掘削に着手（本体着工式）
平成3年10月	ダム本体コンクリート打設開始（定礎式11月）
平成5年2月	津久井導水路に着手
平成5年3月	道志導水路に着手
平成6年11月	ダム本体コンクリート打設完了
平成7年10月	ダム本体試験湛水開始（ダムの貯水池を「宮ヶ瀬湖」と命名）
平成9年10月	津久井導水路貫通
平成10年6月	宮ヶ瀬湖満水（誕生式）
平成11年4月	ダム本体及び津久井導水路による一部運用開始
平成12年11月	道志導水路貫通
平成12年12月	竣工式
平成13年3月	建設の完了
平成13年4月	本格運用開始（ダム使用权の設定）

(3) 宮ヶ瀬ダム水源地域振興事業

宮ヶ瀬ダム建設計画に伴い昭和55年3月に、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域指定と水源地域整備計画が内閣総理大臣により決定公示された。神奈川県知事は、この水源地域整備計画にこれを補完する水源地域整備関連計画を加えて、「宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画」を策定している。

宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画は、宮ヶ瀬ダム建設により総面積490ヘクタール（うち農地18.7ヘクタール）、住宅300戸が水没することにより、その周辺地域の生産機能、生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、当該水源地域の町村のほか水没者の移転代替地の所在する厚木市を含めた1市2町1村からの要望に基づきまとめられたものである。

策定当時の事業内容としては、県、清川村、津久井町、愛川町、厚木市及び厚木市農協が事業主体となり、治山、治水、道路、簡易水道、義務教育施設の整備等15種類、86件の事業について、昭和55年度から昭和63年度までの予定工期で、事業費約356億円をもって実施するとしたもので、その後宮ヶ瀬ダムの事業費、工期が変更されたことを受けて、昭和62年9月、平成5年1月及び平成8年12月に事業費、工期の見直し、さらに、平成9年11月に工期の見直しが行われ、事業件数85件、総事業費約679億円、工期平成12年度の事業計画としたが、治水、林道整備に未完成部分があり平成15年度に全事業が完了となった。

この事業財源については、水源地域対策特別措置法第12条の規定に基づき利水者である企業団にその一部の負担が要請され、企業団は約188億円を負担した。

水源地域として指定された区域

所在町村	水源地域
清川村	宮ヶ瀬、煤ヶ谷
津久井町	鳥屋、青山、長竹、根小屋
愛川町	半原、田代

事業財源

総事業費	679億円（概算額）	
財源	国費	242億円
	県費	200億円
	市町村費	36億円
	企業団	188億円
	企業庁	3億円
	その他	10億円

(4) 取水・導水施設（相模大堰、社家ポンプ場）

相模大堰は、相模川の河口から12.0kmの地点に設置したもので、左岸の取水口から1日最大62万1,000 m³（相模川水系建設事業〈第1期〉）の原水を取水する。この堰にはアユ等の魚類が自由に川をそ上・降下できるよう左右岸に魚道を設置している。

また、沈砂池は、相模川から取水した原水中に含まれる砂等を除去するために造られた施設である。

導水施設は、取水施設に隣接する社家ポンプ場と綾瀬浄水場系及び伊勢原浄水場系の2系統の導水管がある。

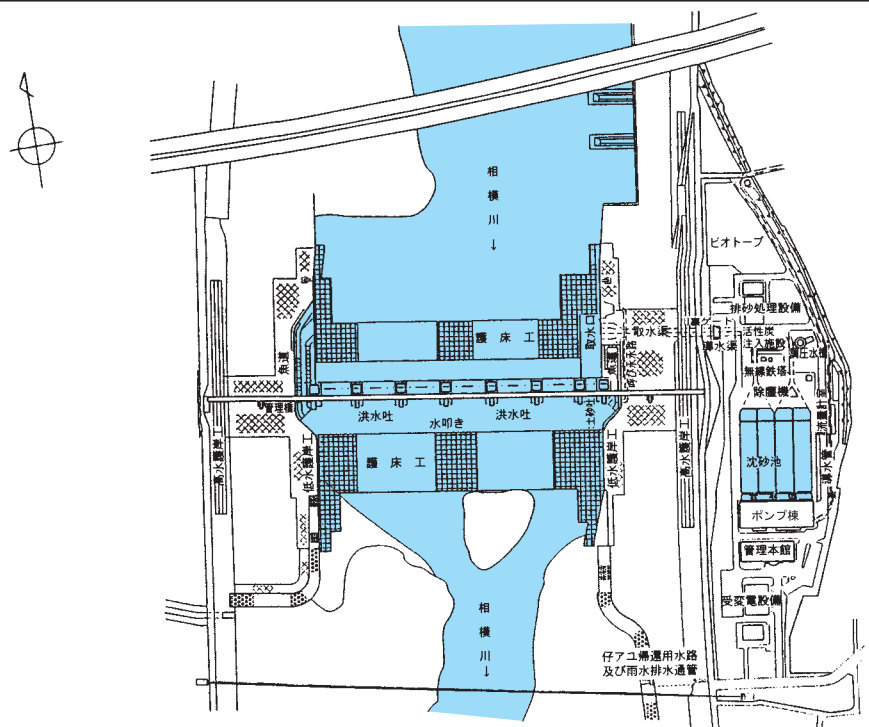
社家ポンプ場は綾瀬浄水場系の1,500kWのポンプ4台と伊勢原浄水場系の1,300kWのポンプ2台があり、綾瀬浄水場系は綾瀬市吉岡にある綾瀬浄水場へ日量50万 m³の原水を導水し、伊勢原浄水場系は伊勢原市日向にある伊勢原浄水場内の伊勢原接合井へ日量12万1,000 m³の原水を導水する。

導水管は綾瀬浄水場系の内径2,600mmの導水管（延長約5.1km）と、伊勢原浄水場系の内径1,650mmの導水管（延長約9.0km）である。

施設概要

施設	所在地	内容	備考
相模大堰	(左岸) 海老名市社家 (右岸) 厚木市岡田	型式 可動堰 堰長495m（可動部 293.5m）堰高2.75m ゲート形式 シェル構造ローラゲート 洪水吐ゲート 純径間42.0m×扉高2.75m 4門 調節ゲート 純径間40.0m×扉高2.75m 2門 土砂吐ゲート 純径間21.0m×扉高3.25m 1門 （うち、調節、土砂吐ゲートは起伏ゲート付シェル構造ローラゲート） 左右岸魚道（主魚道、副魚道、呼び水水路）	
取水口	海老名市社家	幅4.5m×4門 流入水深1.5m	取水位TP+10.0m
沈砂池	海老名市社家	有効長70.0m×幅17.5m×有効水深3.5m 4連	
導水ポンプ	海老名市社家	綾瀬方面 出力1,500kW/台 4台 伊勢原方面 出力1,300kW/台 2台	
導水管	社家ポンプ場～綾瀬浄水場	内径2,600mm、鋼管 延長5,107m	
	社家ポンプ場～伊勢原浄水場	内径1,650mm、鋼管及びダクタイル鋳鉄管 延長8,985m	

取水施設平面図



(5) 浄水施設

ア 綾瀬浄水場

所在地 神奈川県綾瀬市吉岡 887 番地

敷地面積 234,495m²

施設能力 500,000m³/日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	長さ34.2m×幅14.0m×有効水深5.0m (小判型) 有効容量2,113m ³	1池	HWL+45.7m
沈でん池	長さ23.7m×幅30.8m×深さ6.3m 1池当たり処理能力 62,500m ³ /日 横流式傾斜板沈でん池 (フィン付傾斜板)	8池	
急速ろ過池	長さ16.68m×幅10.44m×深さ7.1m 重力式 (自己逆流洗浄型) ろ過面積139.11m ² /池、ろ過速度179.7m/日 1池当たり処理能力 25,000m ³ /日	24池	
本館	管理室、事務室、電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、薬品注入機室、 自家発電機室、車庫兼災害倉庫、地下2階地上3階13,603m ²	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機、乾燥機、排水処理棟	1式	

綾瀬浄水場平面図



イ 相模原浄水場（増強）

所在地 神奈川県相模原市南区下溝2714番地
 施設能力 527,600m³/日
 (増強 121,000m³/日)

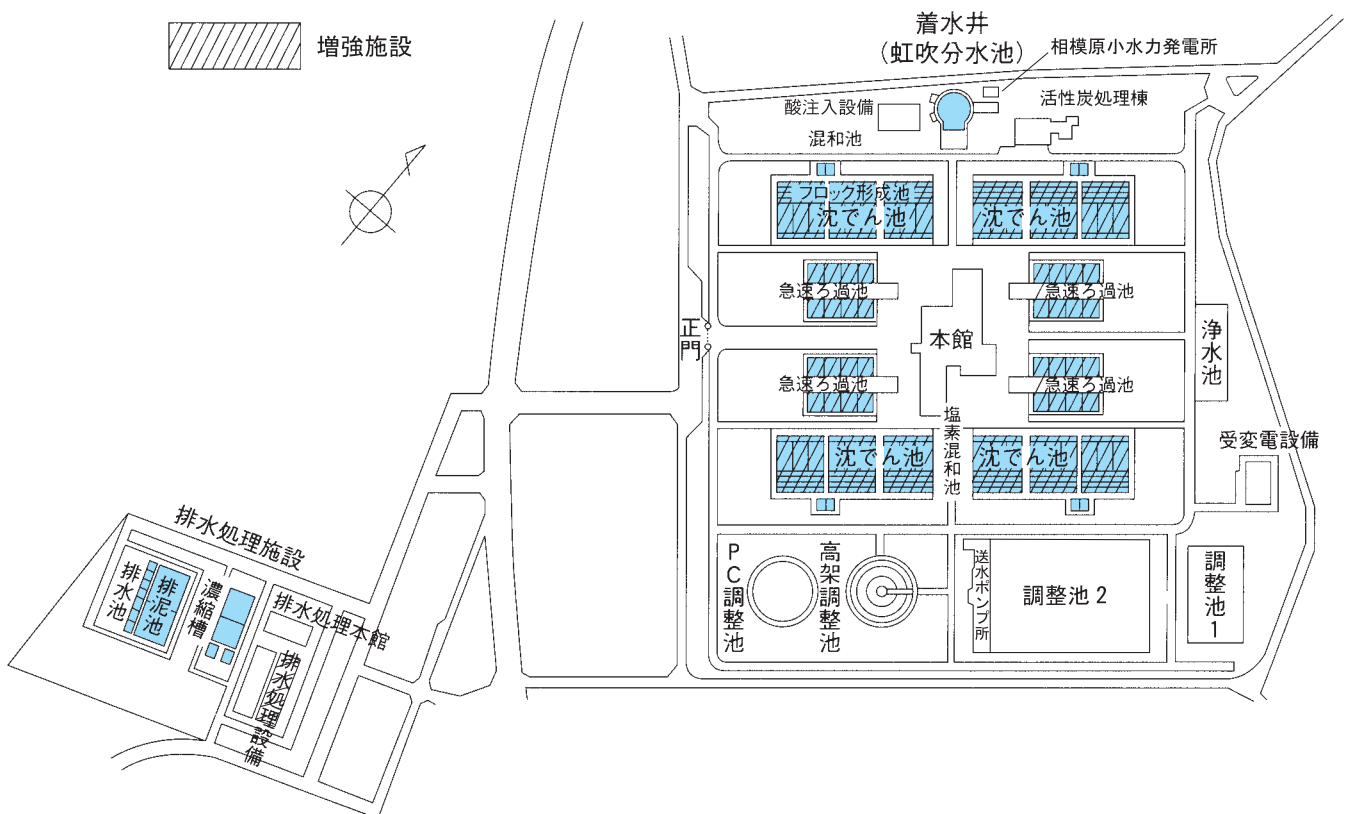
平成17年度までに施設能力 1日12万1,000m³の増強を完了している。

増強方法については、沈でん池及びろ過池の増設を行わず、沈でん池は傾斜板の増設等、ろ過池はろ過速度の変更等、排水処理設備は増強工事に対応している。

増強内容

施設	形状寸法	数量	備考
沈でん池	1池当たり処理能力 33,900m ³ /日(既存) →44,000m ³ /日	12池	
急速ろ過池	ろ過速度 120m/日(既存) →130.9m/日 1池当たり処理能力 17,200m ³ /日(既存) →18,850m ³ /日	32池	
排水処理設備	湿式造粒脱水機→横型加圧脱水機 乾燥機(乾燥方式変更)、排水処理棟新設	1式	

相模原浄水場平面図



(6) 送水施設

送水路線は、新設の綾瀬浄水場から3系統、既設の相模原浄水場から2系統のほか、相模原浄水場系統と西長沢浄水場系統を連絡する送水管を布設し、構成団体に対し16箇所の給水地点から必要水量を供給している。これらの6系統合わせて内径2,000mmから内径600mmまでの送水管延長約94kmを布設するとともに、調整池9池（総有効容量220,000m³）を築造した。

また、新設の綾瀬浄水場系統の送水管と既設の2浄水場（伊勢原、相模原）系統の送水管を連絡した他、既設の2浄水場（相模原、西長沢）系統の送水管を連絡した。このことにより、各浄水場間の浄水の相互融通が可能になった。

施設概要

施設		所在地	内容	備考	
綾瀬浄水場系統	送水管		内径2,000mm～内径600mm 延長約70,200m		
	調整池	綾瀬1,2	綾瀬市吉岡 (綾瀬浄水場内)	長さ88.8m×幅84.8m×有効水深7.0m 有効容量50,000m ³ ×2池	HWL+ 32.7m LWL+ 25.7m
		小雀	横浜市戸塚区 小雀町	1号池 長さ74.7m×幅17.7～32.7m×有効水深6.0m (台形) 2号池 長さ89.7～14.2m×幅19.2～52.7m×有効水深6.0m (L形) 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 54.0m LWL+ 48.0m
		朝比奈	横浜市栄区上郷町	1号池 長さ113.8m×幅23.05m×有効水深6.0m 2号池 “ ” 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 93.0m LWL+ 87.0m
		田浦	逗子市沼間	内径26.0m×有効水深10.0m 有効容量5,000m ³	HWL+ 82.0m LWL+ 72.0m
		太田和	横須賀市平作	長さ50.35m×幅54.0m×有効水深4.0m 有効容量10,000m ³	HWL+ 82.0m LWL+ 78.0m
	送水ポンプ	綾瀬送水ポンプ所	綾瀬市吉岡 (綾瀬浄水場内)	横須賀方面 出力1,130kW/台 4台 大和方面 出力 910kW/台 2台 上今泉方面 出力 420kW/台 3台	
		小雀ポンプ場	横浜市戸塚区 小雀町	出力1,450kW/台 1台 出力1,100kW/台 2台	
	伊勢原浄水場系統	調整池	伊勢原 伊勢原市日向 (伊勢原浄水場内)	長さ70.4m×幅66.4m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³	HWL+110.0m LWL+105.0m
	相模原浄水場系統	送水管		内径1,350mm～内径1,100mm 延長約9,500m	
調整池		相模原PC調整池	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	内径50.5m×有効水深5.0m 有効容量10,000m ³	HWL+128.0m LWL+123.0m
		淵野辺調整池	相模原市中央区高根	1号池 長さ39.3m×幅34.1m×有効水深7.0m 2号池 長さ24.3m×幅37.6m×有効水深7.0m 有効容量 合計15,000m ³	HWL+116.9m LWL+109.9m
送水ポンプ		相模原送水ポンプ所	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	淵野辺方面 出力 200kW/台 2台 高架調整池揚水用 出力 900kW/台 1台	
連絡施設	送水管		内径1,200mm～内径800mm 延長約14,000m		
	送水ポンプ	いぶき野 横浜市緑区 いぶき野	出力400kW/台 4台		

(8) 神奈川県東部地域広域的水道整備計画

水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画について、企業団を含む関係15団体の要請に基づき、昭和55年12月に神奈川県知事は、「神奈川県東部地域広域的水道整備計画」を定めた。

当企業団の相模川水系建設事業は、これにより県東部地域における根幹的水道施設として位置づけられ、企業団専用工事分について国の特定広域化補助金（補助率3分の1）の導入が可能となった。

なお、同計画は平成13年3月に改定され、次のとおりとなった。

神奈川県東部地域広域的水道整備計画

1 基本計画

(1) 計画の目標

この計画は、東部地域における社会経済状況や水需要の動向を踏まえ、水道事業の広域化を指向しつつ、合理的、計画的な施設の整備及び効率的な運営管理を図り、「安全で安定的な給水」・「災害に強い水道」・「効率的な経営」を確立することを目的とする。

(2) 目標年次

目標年次は、平成27年度とする。

2 区域に関する事項

(1) 計画の対象区域

横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市（神奈川県水道事業の給水区域に限る。）、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、愛川町、清川村、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町

(2) 需要水量と供給水量の見通し

計画の対象区域における平成27年度の1日最大需要水量は、約455万2,000 m^3 と予想される。この需要水量に対する供給水量は、既に開発されている水量など日量約351万6,000 m^3 に、宮ヶ瀬ダム開発水日量120万9,000 m^3 を加えた日量約472万5,000 m^3 により確保される。

3 根幹的水道施設その他基本的事項

(1) 施設整備に関する事項

ア 神奈川県内広域水道企業団は、宮ヶ瀬ダムの水を供給するため、次の相模川水系に係る水道広域施設事業を行う。

事業名	相模川水系建設事業（第1期）
給水対象	神奈川県水道事業、横浜市水道事業、川崎市水道事業及び横須賀市水道事業
計画1日最大給水量	57万7,500 m^3
水源	相模川
工期	昭和55年度から平成17年度まで
総事業費（概算）	4,775億3,000万円

備考 総事業費は、取水、導水、浄水及び送水に係る工事費などである。

イ 相模川水系建設事業第2期工事については、安全な水の安定給水に支障がないと判断される間は事業計画を策定せず、給水については、宮ヶ瀬ダム開発水を第1期事業で整備される施設と既存の水道事業者が有する寒川取水施設等の暫定的な使用により、平成13年度から神奈川県内広域水道企業団が供給する。

ウ 水道事業者によっては需要水量の増加等に応じた必要な施設整備を図る。なお、これらの施設整備を進めるに当たっては、簡易水道事業等の再編成の促進等広域化を指向するよう努めるものとする。

(2) 維持管理に関する事項

ア 施設管理

施設管理に当たっては、計画の対象区域内の水道施設について、有機的な運用及び共同管理による効率的な管理運営が行われるよう配慮する。

イ 水質管理

自己水質検査体制の充実や県、指定検査機関の積極的活用を図り、水質管理の強化に努める。

注 上記整備計画は、平成13年3月以降改定されていないため、名称等変更されている場合がある。

7 財 務

(1) 給 水 料 金

① 基本原則

資金ベースによる原価算定

原価の算定にあたっては、事業費用のうち現金支出を伴わない減価償却費等は原価対象から控除し、資金的収支不足額を原価対象に含めるいわゆる資金ベースで行い、料金算定期間中の費用をその性質によって固定費と変動費に区分し、固定費は基本料金で、変動費は使用料金で回収する。

統一料金

水源を遠隔地に求め、かつ給水区域の包括性を持つ企業団方式の採用という水道行政の広域化の指向から、給水地点のいかんにかかわらず統一料金とする。

責任水量制

構成団体の配分水量に応じた設備投資を行ったことから、資本費を中心とした固定費の回収を、配分水量比で行うこととした経費の責任分担方式を採用した。

以上により、現行の給水料金は、配分水量比で設定した基本水量を基礎にした基本料金と、実際の使用水量に係る使用料金とで構成されている。

② 現行の給水料金

現行の給水料金は、平成23年1月議会定例会において議決され、同年4月1日から適用されている。

相模川水系寒川事業に係る給水料金は、暫定的な位置付けのものであり、保有水源量に対する将来的な供給体制のあり方を定めた上で、統一料金化を図る計画としている。

現在までの給水料金及び基本料金の算定基礎となる基本水量等の推移については、次のとおりとなっている。

給水料金の推移

(1) 飯泉取水地点及び社家取水地点からの取水による給水料金

経緯 区分	創設料金	第1回料金改定	基本水量の改定		第2回料金改定	共有水量の設定	消費税の料金転嫁	基本水量の圧縮及び超過使用料金の設定	第3回料金改定
			三保ダム一部取水	三保ダム全量取水					
議 会	昭和48年2月定例会	昭和50年8月臨時会	—	—	昭和55年10月定例会	—	平成元年7月臨時会	平成3年2月定例会	平成4年9月定例会
議 決 日	昭和48年3月11日	昭和50年9月8日	—	—	昭和55年10月27日	—	平成元年7月25日	平成3年2月7日	平成4年10月13日
適 用 日	昭和49年4月1日	昭和51年4月1日	昭和53年7月1日	昭和54年4月1日	昭和56年4月1日	昭和60年4月1日	平成元年8月1日	平成3年4月1日	平成5年4月1日
料金算定期間等	昭和48～50年度 (3箇年間)	昭和51～52年度 (2箇年間)	昭和53～55年度 (3箇年間)		昭和56～58年度 (3箇年間)	—	—	—	平成5～8年度 (4箇年間)
平均改定率	—	45.46%	—		12.37%	—	消費税3%の転嫁	—	13.21%
料 金	基本料金	37円/㎡	同 左		59円/㎡	同 左	59円/㎡×1.03	同 左	67円/㎡×1.03
	使用料金	3円/㎡	同 左		7円50銭/㎡	同 左	7円50銭/㎡×1.03	7円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.03	8円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.03
基本水量	神奈川県	169,200㎡/日	同 左	259,900㎡/日	378,200㎡/日	同 左	同 左	同 左	340,380㎡/日
	横浜市	251,900㎡/日	同 左	386,900㎡/日	562,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	506,520㎡/日
	川崎市	221,600㎡/日	同 左	340,400㎡/日	495,200㎡/日	同 左	445,200㎡/日	同 左	395,680㎡/日
	横須賀市	8,300㎡/日	同 左	12,800㎡/日	18,600㎡/日	同 左	同 左	同 左	16,740㎡/日
	計	651,000㎡/日	同 左	1,000,000㎡/日	1,454,800㎡/日	同 左	1,404,800㎡/日	同 左	1,259,320㎡/日
調整水量	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相互融通水量	—	—	—	—	—	—	—	195,480㎡/日(注2)	同 左
受水者共有	—	—	—	—	—	50,000㎡/日	同 左	(50,000㎡/日)	同 左
一日最大給水量(注1)	適 用 日	昭和49年4月1日	—	昭和53年7月1日	昭和54年4月1日	—	昭和60年4月1日	—	—
	神奈川県	169,200㎡/日	同 左	259,900㎡/日	378,200㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	横浜市	251,900㎡/日	同 左	386,900㎡/日	562,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	川崎市	221,600㎡/日	同 左	340,400㎡/日	495,200㎡/日	同 左	445,200㎡/日	同 左	同 左
	横須賀市	8,300㎡/日	同 左	12,800㎡/日	18,600㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	受水者共有	—	—	—	—	—	50,000㎡/日	同 左	同 左
計	651,000㎡/日	同 左	1,000,000㎡/日	1,454,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左	

注1 一日最大給水量は、基本水量の基礎となる団体別配分量であり、1日を単位として供給できる水量の上限であって、実績水量ではない。

注2 平成3年度から平成10年度までの相互融通水量及び平成11年度から平成14年度までの調整水量は、受水者共有水量を含む。

注3 第4回料金改定及び寒川取水地点からの取水に係る基本料金の設定による総体的な平均改定率は△11.06%となる。

注4 平成18年度及び平成19年度における基本料金の一部免除について

平成18年度及び平成19年度に限り、各受水者の飯泉取水地点及び社家取水地点からの取水に係る給水料金(基本料金)について、次の①②の合計額を免除する。

①[定率免除額]免除前の基本料金の12.00%に相当する金額

②[定量免除額]1日当たり2,000㎡の基本水量に対する基本料金に相当する金額

なお、基本料金に換算すると「44円68銭/㎡×1.05」への引下げ(△12.39%の改定)に相当する。

注5 第5回料金改定及び寒川取水地点からの取水に係る給水料金の第1回改定による総体的な平均改定率は△12.69%となる。

注6 第6回料金改定及び寒川取水地点からの取水に係る給水料金の第2回改定による総体的な平均改定率は△3.2%となる。

消費税率の改定	基本水量及び共有水量の改定 (相模川水系基本水量化及び調整水量設定)		基本水量の改定	第4回料金改定		第5回料金改定	第6回料金改定
平成9年2月定例会	-		平成13年2月定例会	平成15年1月定例会	同左	平成20年1月定例会	平成23年1月定例会
平成9年2月12日	-		平成13年2月13日	平成15年2月3日	同左	平成20年2月18日	平成23年2月9日
平成9年4月1日	平成11年4月1日		平成13年4月1日	平成15年4月1日	平成18年4月1日	平成20年4月1日	平成23年4月1日
-	平成11~12年度 (2箇年間)		平成13~14年度 (2箇年間)	平成15~19年度 (5箇年間)		平成20~24年度 (5箇年間)	平成23~27年度 (5箇年間)
消費税及び地方消費税5%	-		-	△21.64%(注3)		△14.44%(注5)	△2.3%(注6)
67円/㎡×1.05	同左		同左	51円/㎡×1.05	同左(一部免除(注4))	42円50銭/㎡×1.05	40円50銭/㎡×1.05
8円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.05	同左		同左	10円/㎡×1.05	同左	10円80銭/㎡×1.05	12円50銭/㎡×1.05
同左	388,960㎡/日		582,060㎡/日	612,700㎡/日	669,400㎡/日	同左	同左
同左	511,820㎡/日		704,230㎡/日	741,300㎡/日	784,500㎡/日	同左	同左
同左	372,020㎡/日		458,420㎡/日	503,600㎡/日	505,600㎡/日	同左	同左
同左	31,710㎡/日		59,090㎡/日	62,200㎡/日	72,800㎡/日	同左	同左
同左	1,304,510㎡/日		1,803,800㎡/日	1,919,800㎡/日	2,032,300㎡/日	同左	同左
-	382,790㎡/日(注2)		116,000㎡/日(注2)	-	-	-	-
同左	-		-	-	-	-	-
同左	(20,000㎡/日)		同左	-	-	-	-
-	平成10年7月23日	平成11年4月1日	平成12年4月1日	-	-	平成18年4月1日	-
同左	439,900㎡/日	495,500㎡/日	612,700㎡/日	同左	同左	669,400㎡/日	同左
同左	609,700㎡/日	652,000㎡/日	741,300㎡/日	同左	同左	784,500㎡/日	同左
同左	同左	479,400㎡/日	483,600㎡/日	同左	503,600㎡/日	505,600㎡/日	同左
同左	30,000㎡/日	40,400㎡/日	62,200㎡/日	同左	同左	72,800㎡/日	同左
同左	同左	20,000㎡/日	同左	同左	-	-	-
同左	1,574,800㎡/日	1,687,300㎡/日	1,919,800㎡/日	同左	同左	2,032,300㎡/日	同左

(2) 寒川取水地点からの取水による給水料金

区分	経緯	寒川事業の実施に伴う寒川事業使用料金の設定	寒川事業基本料金の設定	第1回料金改定	第2回料金改定
議 会		平成13年2月定例会	平成15年1月定例会	平成20年1月定例会	平成23年1月定例会
議 決 日		平成13年2月13日	平成15年2月3日	平成20年2月18日	平成23年2月9日
適 用 日		平成13年4月1日	平成15年4月1日	平成20年4月1日	平成23年4月1日
料金算定期間		-	平成15~19年度 (5箇年間)	平成20~24年度 (5箇年間)	平成23~27年度 (5箇年間)
平均改定率		-	-	0.81%	△10.1%
料 金	基本料金	-	24円80銭/㎡×1.05	25円/㎡×1.05	22.3円/㎡×1.05
	使用料金	神奈川県 17円30銭/㎡×1.05 横浜市及び横須賀市 17円50銭/㎡×1.05	同左	同左	同左
基本水量	神奈川県	-	318,500㎡/日	同左	同左
	横浜市	-	242,300㎡/日	同左	同左
	横須賀市	-	32,700㎡/日	同左	37,300㎡/日
	計	-	593,500㎡/日	同左	598,100㎡/日

(2) 一般会計からの繰出金

一般会計から水道事業会計に出資する一般会計繰出金制度は、水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、昭和56年度に創設されたが、その後、水道料金の格差縮小と高料金対策の充実を図る改正が平成2年度に行われ、繰出制度の充実強化が図られている。

当企業団においては、構成団体の一般会計から企業団への繰出しは、国庫補助対象事業に対して行われており、建設時繰出しとして、相模川水系建設事業の各年度の水道水源施設及び水道広域化施設に係る国庫補助基本額（水道施設整備事業貸付金貸付基本額を含む。）の、昭和56年度から平成元年度までは10分の1、平成2年度以降は3分の1に相当する額に宮ヶ瀬ダムの開発水量比率に基づく構成団体ごとの繰出率を乗じて得た額の繰出しを受けた。建設時繰出しは、相模川水系建設事業の完了に伴い平成19年度をもって受け入れを終了した。また、平成2年度以降は、償還金繰出しとして、相模川水系建設事業の建設仮勘定計上資産の平成元年度以前の各年度の国庫補助基本額の3分の1（昭和56年度から平成元年度までは30分の7）に相当する額の企業債に係る当該年度の元利償還金についても繰出しを受けており、さらに、平成3年度以降は、上記に加え、相模川水系建設事業のみならず創設事業の本勘定計上資産に係る元利償還金についても繰出しを受けた（創設事業に係る構成団体の繰出率は創設事業の配分水量比である。）。創設事業の本勘定計上資産に係る元利償還金に対する繰出しは、該当企業債の償還終了に伴い平成21年度をもって受け入れを終了した。

繰出金の執行状況は次のとおりである。

なお、平成23年度は、子ども手当の創設に伴い地方負担が増加することに対する財政上の特別措置として国から交付された「児童手当及び子ども手当特例交付金」について、構成団体の一般会計からの繰出しとして総額1,244万余円を受け入れた。

繰出金執行状況

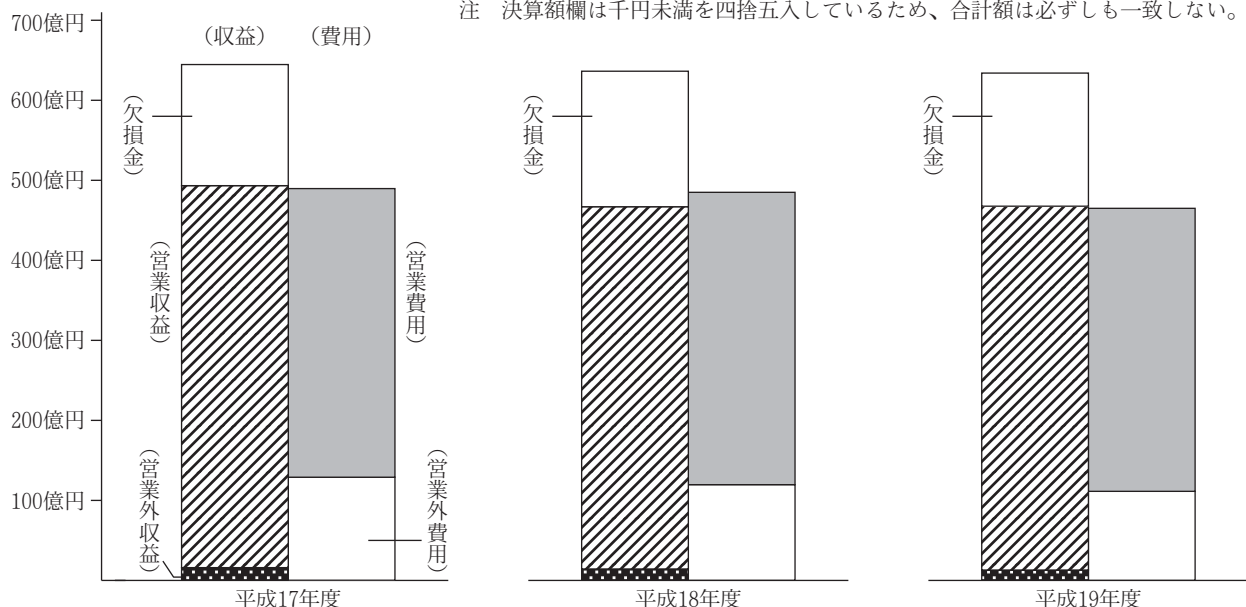
(単位：千円)

区 分		年 度	平成21年度まで	平成22年度	平成23年度	累 計	平成24年度 (当初予算額)		
建設時繰出	建設時繰出 (1)		113,590,000	0	0	113,590,000	0		
	内 訳	神奈川県	50.4%	57,261,000	0	0	57,261,000	0	
		横浜市	38.4%	43,626,000	0	0	43,626,000	0	
		川崎市	1.8%	2,034,000	0	0	2,034,000	0	
		横須賀市	9.4%	10,669,000	0	0	10,669,000	0	
うち三浦市		24.508%	2,611,000	0	0	2,611,000	0		
償 還 金 繰 出	元 金 分		7,636,000	0	0	7,636,000	0		
	建 設 仮 勘 定	内 訳	神奈川県	50.4%	3,855,000	0	0	3,855,000	0
			横浜市	38.4%	2,935,000	0	0	2,935,000	0
			川崎市	1.8%	133,000	0	0	133,000	0
			横須賀市	9.4%	713,000	0	0	713,000	0
			うち三浦市	24.508%	176,000	0	0	176,000	0
	利 息 分 (2)		18,880,000	0	0	18,880,000	0		
	相 模 川 水 系 建 設 事 業 充 当 額 (1) + (2)	内 訳	神奈川県	50.4%	9,522,000	0	0	9,522,000	0
			横浜市	38.4%	7,253,000	0	0	7,253,000	0
			川崎市	1.8%	335,000	0	0	335,000	0
			横須賀市	9.4%	1,770,000	0	0	1,770,000	0
			うち三浦市	24.508%	434,000	0	0	434,000	0
	創 設 本 勘 定 繰 出	元 金 分		16,837,000	1,870,000	1,769,000	20,476,000	1,674,000	
		内 訳	神奈川県	50.4%	8,495,000	943,000	892,000	10,330,000	844,000
			横浜市	38.4%	6,471,000	718,000	680,000	7,869,000	643,000
川崎市			1.8%	297,000	33,000	31,000	361,000	30,000	
横須賀市			9.4%	1,574,000	176,000	166,000	1,916,000	157,000	
うち三浦市			24.508%	383,000	43,000	41,000	467,000	38,000	
利 息 分		13,579,000	308,000	364,000	14,251,000	309,000			
内 訳		神奈川県	50.4%	6,853,000	155,000	184,000	7,192,000	156,000	
		横浜市	38.4%	5,221,000	119,000	140,000	5,480,000	119,000	
		川崎市	1.8%	235,000	5,000	6,000	246,000	5,000	
		横須賀市	9.4%	1,270,000	29,000	34,000	1,333,000	29,000	
		うち三浦市	24.508%	311,000	8,000	8,000	327,000	7,000	
内 訳		元 金 分		25,193,000	0	0	25,193,000	0	
		神奈川県	25.99%	6,549,000	0	0	6,549,000	0	
		横浜市	38.69%	9,750,000	0	0	9,750,000	0	
	川崎市	34.04%	8,582,000	0	0	8,582,000	0		
	横須賀市	1.28%	312,000	0	0	312,000	0		
利 息 分		13,693,000	0	0	13,693,000	0			
内 訳	神奈川県	25.99%	3,560,000	0	0	3,560,000	0		
	横浜市	38.69%	5,300,000	0	0	5,300,000	0		
	川崎市	34.04%	4,666,000	0	0	4,666,000	0		
	横須賀市	1.28%	167,000	0	0	167,000	0		
	相模川水系建設事業充当額(1) + (2)		132,470,000	0	0	132,470,000	0		
総 合 計			209,408,000	2,178,000	2,133,000	213,719,000	1,983,000		
内 訳 合 計	神奈川県		96,095,000	1,098,000	1,076,000	98,269,000	1,000,000		
	横浜市		80,556,000	837,000	820,000	82,213,000	762,000		
	川崎市		16,282,000	38,000	37,000	16,357,000	35,000		
	横須賀市		16,475,000	205,000	200,000	16,880,000	186,000		
	うち三浦市		3,915,000	51,000	49,000	4,015,000	45,000		

(3) 損益計算書

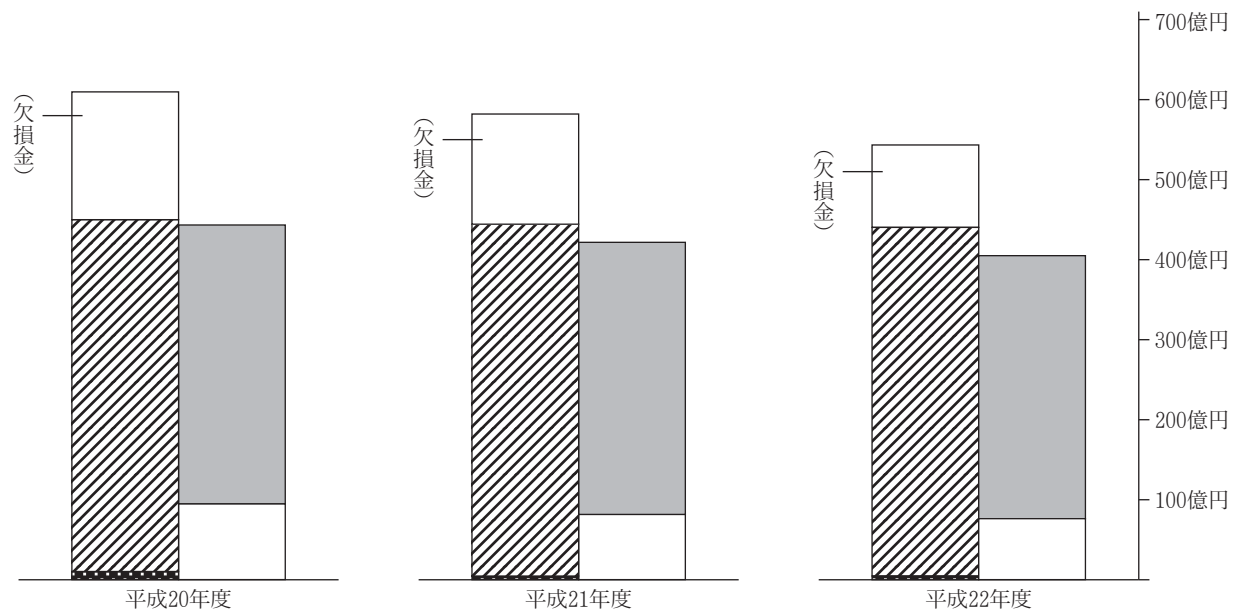
年 度 項 目	平成 17 年 度		平成 18 年 度	
	決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率
1 営 業 収 益	47,751,390	100.0%	45,274,154	94.8%
(1) 給 水 収 益	47,537,786	100.0	45,038,142	94.7
(2) そ の 他 営 業 収 益	213,604	100.0	236,012	110.5
2 営 業 費 用	36,072,982	100.0	36,549,580	101.3
(1) 原 水 費	5,799,305	100.0	6,130,136	105.7
(2) 浄 水 費	6,433,642	100.0	6,273,437	97.5
(3) 送 水 費	749,686	100.0	878,083	117.1
(4) 業 務 費	633,159	100.0	763,718	120.6
(5) 総 係 費	1,815,021	100.0	1,608,447	88.6
(6) 議 会 及 び 監 査 費	36,738	100.0	28,379	77.2
(7) 減 価 償 却 費	20,420,003	100.0	20,344,202	99.6
(8) 資 産 減 耗 費	185,428	100.0	523,178	282.1
営業利益 (△損失)	11,678,407	100.0	8,724,573	74.7
3 営 業 外 収 益	1,603,576	100.0	1,456,099	90.8
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,820	100.0	25,476	325.8
(2) 繰 入 金	1,356,000	100.0	1,182,000	87.2
(3) 雑 収 益	239,756	100.0	248,623	103.7
4 営 業 外 費 用	12,909,904	100.0	11,974,042	92.8
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	12,909,904	100.0	11,974,042	92.8
(2) 繰 延 勘 定 償 却	0	—	0	—
(3) 雑 支 出	0	—	0	—
経常利益 (△損失)	372,079	100.0	△1,793,369	△482.0
5 特 別 利 益	0	—	0	—
(1) 固 定 資 産 売 却 益	0	—	0	—
6 特 別 損 失	79,534	100.0	0	—
当年度純利益 (△純損失)	292,545	100.0	△1,793,369	△613.0
繰越利益剰余金 (△繰越欠損金)	△15,438,002	100.0	△15,145,457	98.1
利益剰余金 (△欠損金)	△15,145,457	100.0	△16,938,826	111.8

注 決算額欄は千円未満を四捨五入しているため、合計額は必ずしも一致しない。



(単位：千円)

平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
決算額	すう勢比率	決算額	すう勢比率	決算額	すう勢比率	決算額	すう勢比率
45,490,726	95.3%	43,984,293	92.1%	43,999,810	92.1%	43,582,345	91.3%
45,257,991	95.2	43,731,917	92.0	43,783,350	92.1	43,339,307	91.2
232,735	109.0	252,376	118.2	216,459	101.3	243,038	113.8
35,374,493	98.1	34,851,864	96.6	34,015,089	94.3	32,856,459	91.1
6,363,965	109.7	6,389,090	110.2	5,752,511	99.2	5,610,560	96.7
6,211,521	96.5	6,399,151	99.5	6,047,747	94.0	6,045,231	94.0
753,545	100.5	890,147	118.7	1,067,050	142.3	871,588	116.3
764,660	120.8	817,296	129.1	685,183	108.2	576,340	91.0
1,582,179	87.2	1,492,822	82.2	1,510,860	83.2	1,357,900	74.8
21,574	58.7	21,384	58.2	21,255	57.9	20,829	56.7
19,442,709	95.2	18,696,666	91.6	18,330,798	89.8	18,073,418	88.5
234,339	126.4	145,307	78.4	599,685	323.4	300,592	162.1
10,116,233	86.6	9,132,429	78.2	9,984,721	85.5	10,725,886	91.8
1,319,751	82.3	1,036,279	64.6	493,809	30.8	378,965	23.6
60,695	776.2	86,519	1106.4	39,886	510.1	20,445	261.4
1,010,000	74.5	905,000	66.7	394,000	29.1	318,231	23.5
249,055	103.9	44,759	18.7	59,923	25.0	40,288	16.8
11,146,620	86.3	9,504,574	73.6	8,261,035	64.0	7,623,736	59.1
11,146,620	86.3	9,504,450	73.6	8,189,165	63.4	7,623,386	59.1
0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	124	-	71,870	-	350	-
289,363	77.8	664,134	178.5	2,217,494	596.0	3,481,114	935.6
0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-
289,363	98.9	664,134	227.0	2,217,494	758.0	3,481,114	1189.9
△16,938,826	109.7	△16,649,463	107.8	△15,985,329	103.5	△13,767,835	89.2
△16,649,463	109.9	△15,985,329	105.5	△13,767,835	90.9	△10,286,720	67.9



(4) 貸借対照表

(単位：千円)

項 目	年 度					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 固 定 資 産	759,742,490	742,705,911	729,685,023	714,758,152	699,028,362	683,638,261
(1) 有形固定資産	415,155,026	404,709,887	398,280,301	389,892,824	380,644,487	371,818,315
(2) 無形固定資産	344,137,463	337,546,024	330,954,722	324,415,327	317,933,875	311,369,946
(3) 投 資	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
2 流 動 資 産	12,532,479	13,305,798	14,744,254	12,931,232	12,877,371	14,052,552
(1) 現金・預金	7,496,027	8,011,302	9,826,548	8,393,879	8,072,917	9,779,403
(2) 未 収 金	4,284,514	4,191,234	4,066,928	3,999,200	4,489,292	3,981,033
(3) 貯 蔵 品	0	0	0	0	0	44,500
(4) 前 払 金	651,938	1,003,262	750,777	438,153	215,162	147,615
(5) その他流動資産	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
3 繰 延 勘 定	0	0	0	0	0	0
(1) 企業債発行差金	0	0	0	0	0	0
資 産 合 計	772,274,970	756,011,708	744,429,276	727,689,384	711,905,733	697,690,813
4 固 定 負 債	3,607,887	3,607,887	3,547,442	3,045,672	2,080,672	1,795,672
(1) 引 当 金	3,607,887	3,607,887	3,547,442	3,045,672	2,080,672	1,795,672
(2) その他固定負債	0	0	0	0	0	0
5 流 動 負 債	4,735,809	4,613,888	4,042,396	4,296,381	4,632,017	3,381,259
(1) 未 払 金	4,609,269	4,491,161	3,917,256	4,173,493	4,510,911	3,264,615
(2) 預 り 金	26,539	22,727	25,140	22,888	21,106	16,643
(3) 預り有価証券	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
負 債 合 計	8,343,696	8,221,775	7,589,838	7,342,053	6,712,689	5,176,931
6 資 本 金	558,111,765	543,809,630	531,588,709	514,537,841	496,823,033	480,511,190
(1) 自己資本金	223,609,007	226,115,007	228,249,007	230,287,007	232,357,007	234,227,007
(2) 借入資本金	334,502,758	317,694,623	303,339,703	284,250,835	264,466,027	246,284,183
7 剰 余 金	205,819,509	203,980,304	205,250,729	205,809,490	208,370,010	212,002,692
(1) 資本剰余金	220,964,965	220,919,130	221,900,191	221,794,819	222,137,845	222,289,412
(2) 利益剰余金(△欠損金)	△15,145,457	△16,938,826	△16,649,463	△15,985,329	△13,767,835	△10,286,720
資 本 合 計	763,931,274	747,789,934	736,839,438	720,347,331	705,193,044	692,513,882
負 債 資 本 合 計	772,274,970	756,011,708	744,429,276	727,689,384	711,905,733	697,690,813

注 金額欄は、千円未満を四捨五入しているため、合計額は必ずしも一致しない。

(5) 財務分析比率表

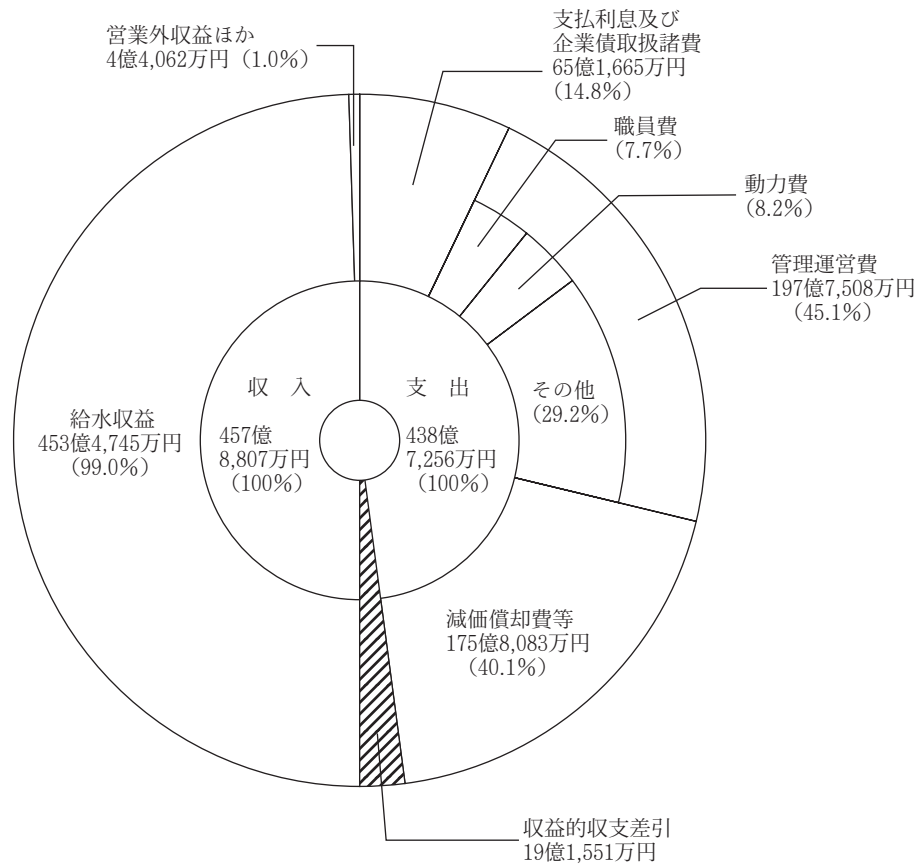
分析項目		比 率						算 式
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
施設 効 率	施設利用率 (%)	57.8	56.3	57.3	56.0	56.6	52.7	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
	最大稼働率 (%)	64.5	65.9	71.8	63.3	66.3	61.3	$\frac{1 \text{ 日最大給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
	負荷率 (%)	89.6	85.5	79.8	88.3	85.4	85.9	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日最大給水量}} \times 100$
	固定資産使用効率 ($\text{m}^3/\text{万円}$)	13.5	13.6	14.3	14.1	14.3	13.6	$\frac{\text{年間給水量}}{\text{建設仮勘定を除く有形固定資産}} \times 10,000$
経済 性	総資本利益率 (%)	0.0	△0.2	0.0	0.1	0.3	0.5	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均総資本}} \times 100$
	総収支比率 (%)	100.8	96.3	100.6	101.5	105.2	108.6	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
安 全 性	流動比率 (%)	264.6	288.4	364.7	301.0	278.0	415.6	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	当座比率 (%)	248.8	264.5	343.7	288.5	271.2	407.0	$\frac{(\text{現金預金} + \text{未収金} + \text{有価証券})}{\text{流動負債}} \times 100$
	固定比率 (%)	176.9	172.7	168.3	163.9	158.6	153.2	$\frac{\text{固定資産}}{(\text{自己資本金} + \text{剰余金})} \times 100$
	自己資本構成比率 (%)	55.6	56.9	58.2	59.9	61.9	64.0	$\frac{(\text{自己資本金} + \text{剰余金})}{\text{総資本}(\text{資本} + \text{負債})} \times 100$
	借入資本構成比率 (%)	43.3	42.0	40.7	39.1	37.1	35.3	$\frac{\text{借入資本}}{\text{総資本}(\text{資本} + \text{負債})} \times 100$
	固定資産構成比率 (%)	98.4	98.2	98.0	98.2	98.2	98.0	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}} \times 100$
そ の 他	利子負担率 (%)	3.8	3.7	3.6	3.2	3.0	3.0	$\frac{(\text{支払利息} + \text{建設利息} + \text{企業債取扱諸費})}{(\text{平均借入資本} + \text{平均一時借入金})} \times 100$
	供給単価 (円)	89.65	83.44	82.16	81.55	80.73	85.88	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間給水量}}$
	給水原価 (円)	92.38	89.90	84.45	82.71	77.95	80.22	$\frac{\text{総費用}}{\text{年間給水量}}$

(6) 平成24年度予算の概要

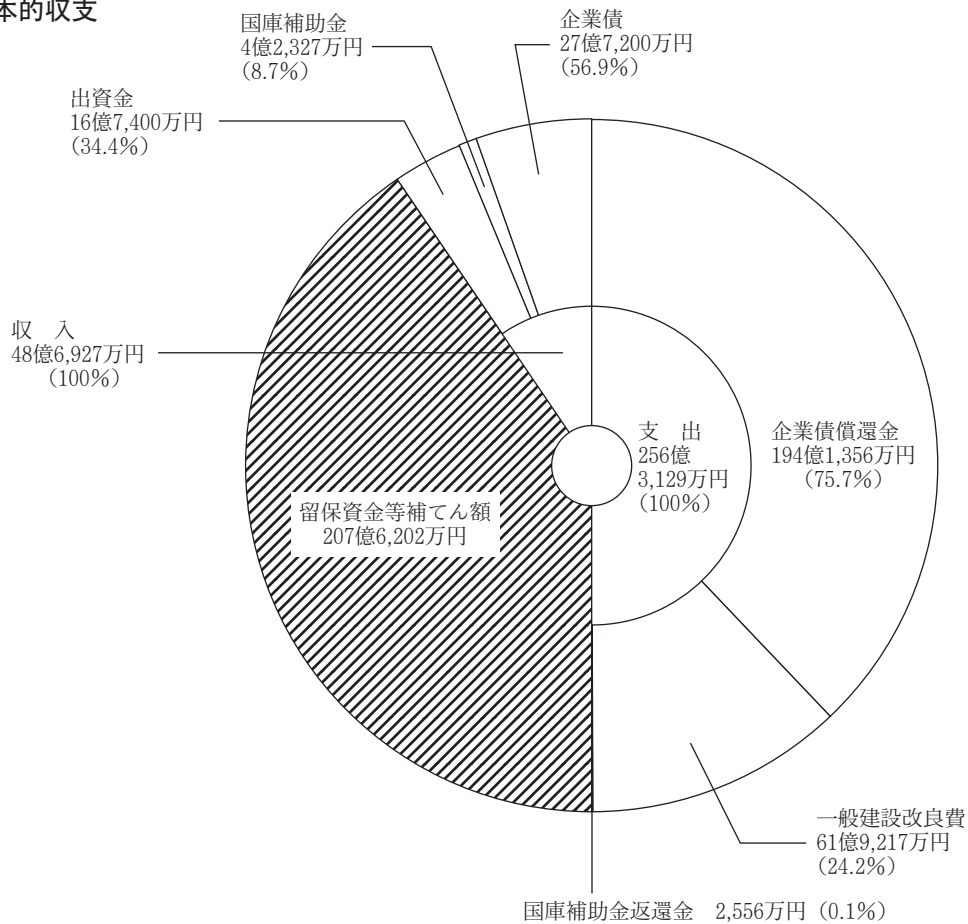
区 分		予 算 額	備 考
損	用水供給事業収益	45,788,069千円	
	営 業 収 益	45,419,259	年間総供給水量 604,742,300m ³ 給水収益 45,347,453千円 供給単価 74円99銭 (71円42銭) その他営業収益 71,806千円
	営 業 外 収 益	368,810	構成団体繰入金 309,000千円 その他 59,810
	用水供給事業費用	43,872,561	給水原価 72円55銭 (69円44銭)
益	営 業 費 用	36,090,465	職員費 3,398,335千円 動力費 3,574,271 委託料 4,238,874 うち寒川事業委託料 2,671,497 修繕費 1,605,004 負担金及び交付金 2,227,135 ダム管理費 1,626,253 減価償却費等 17,580,831 その他 1,839,762
	営 業 外 費 用	7,782,096	支払利息及び企業債取扱諸費 6,516,649千円 その他 1,265,447
	収 支 差 引	1,915,508	消費税及び地方消費税資本的収支調整額等 285,236千円 同控除後の損益 1,630,272
	累 積 欠 損 金	△7,128,189	前年度累積欠損金 △8,758,461千円
	用水供給事業資本的収入	4,869,273	
資	企 業 債	2,772,000	施設更新等整備事業充当 2,772,000千円
	補 助 金	423,273	耐震化事業及び緊急時用連絡管事業充当 423,273千円
	出 資 金	1,674,000	神奈川県 844,000千円 横浜市 643,000 川崎市 30,000 横須賀市 157,000
	用水供給事業資本的支出	25,631,289	
本	一 般 建 設 改 良 費	6,192,174	
	企 業 債 償 還 金	19,413,559	
	国庫補助金返還金	25,556	
	収 支 差 引	△20,762,016	
前年度末資金過不足額	8,245,942	平成23年度予算(補正第2号)による見込み額	
当年度資金発生額	△1,267,582		
累積資金過不足額	6,978,360		

注 供給単価及び給水原価の()内金額は、消費税及び地方消費税控除後の額

収益的収支



資本的収支



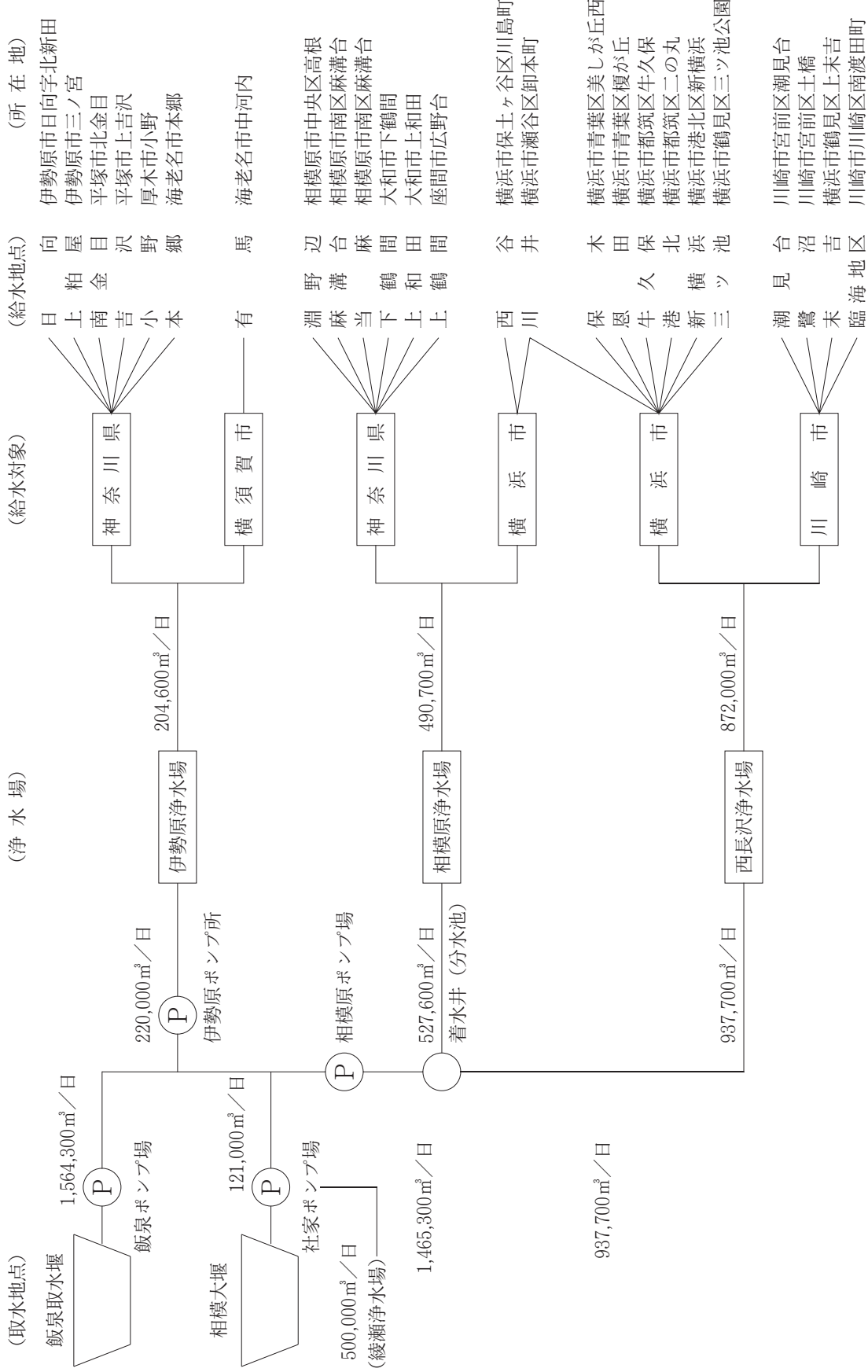
注 計数については、1万円未満を調整のうえ表示している。

8 給水

(1) 給水系統図

ア 酒匂川水系（一部相模川水系分を含む。）

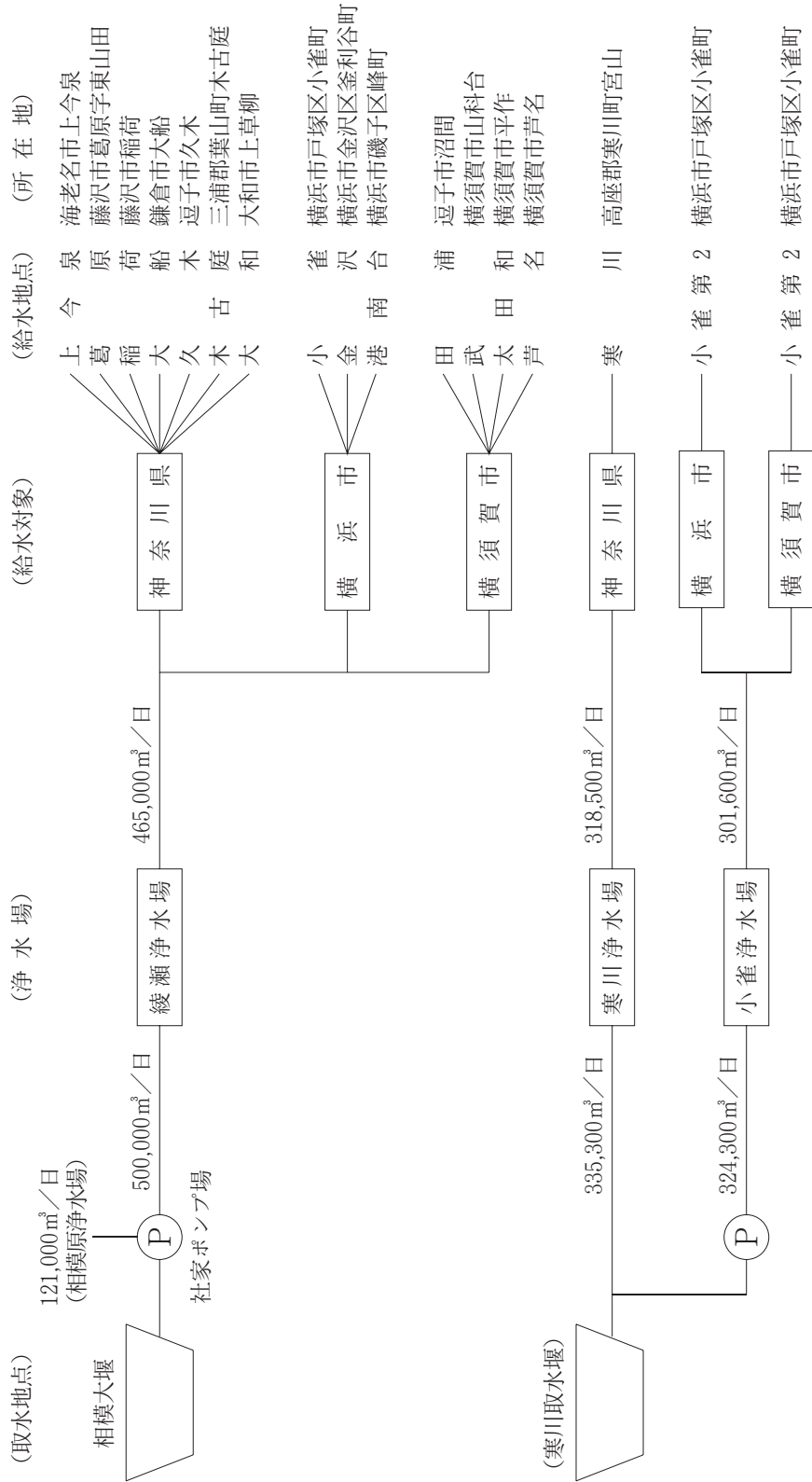
（平成24年4月1日現在）



他3地点

イ 相模川水系

(平成24年4月1日現在)

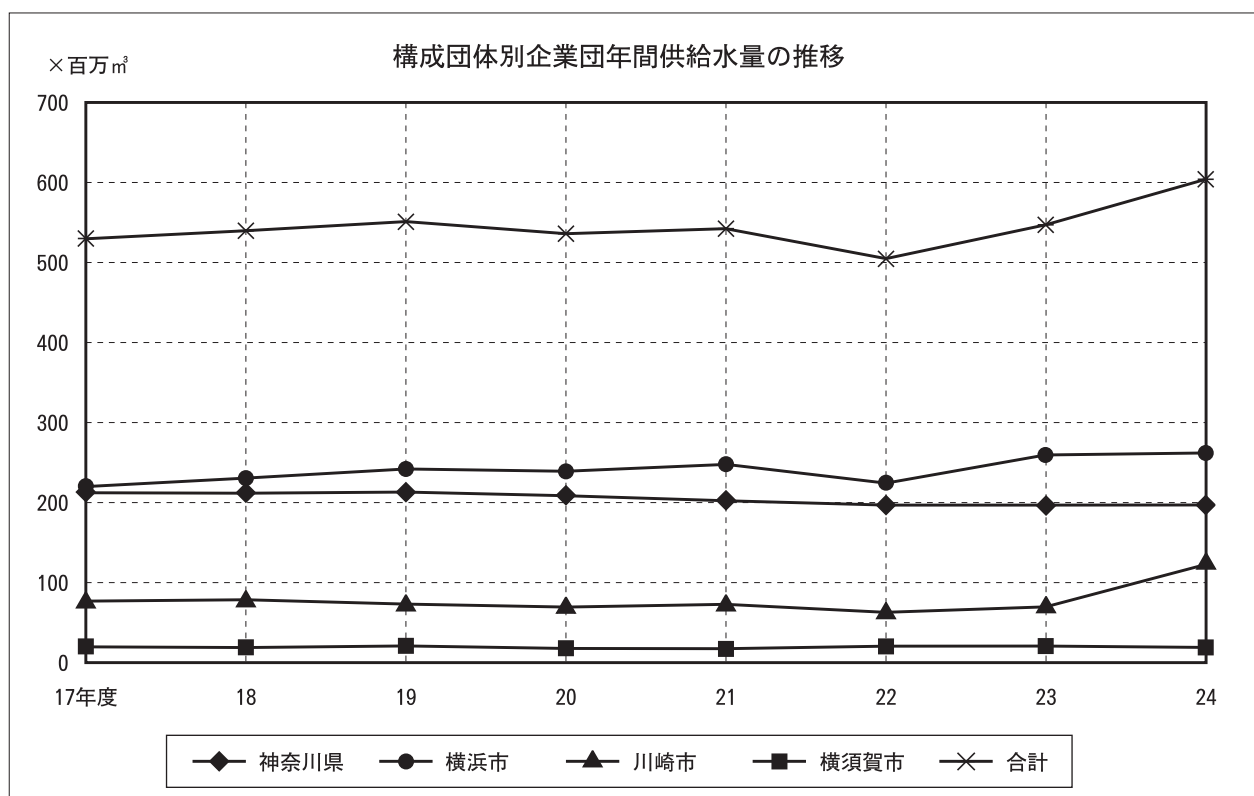


給水地点総数

区分	給水地点数
神奈川県	20
横浜市	12
川崎市	4
横須賀市	6
計	42

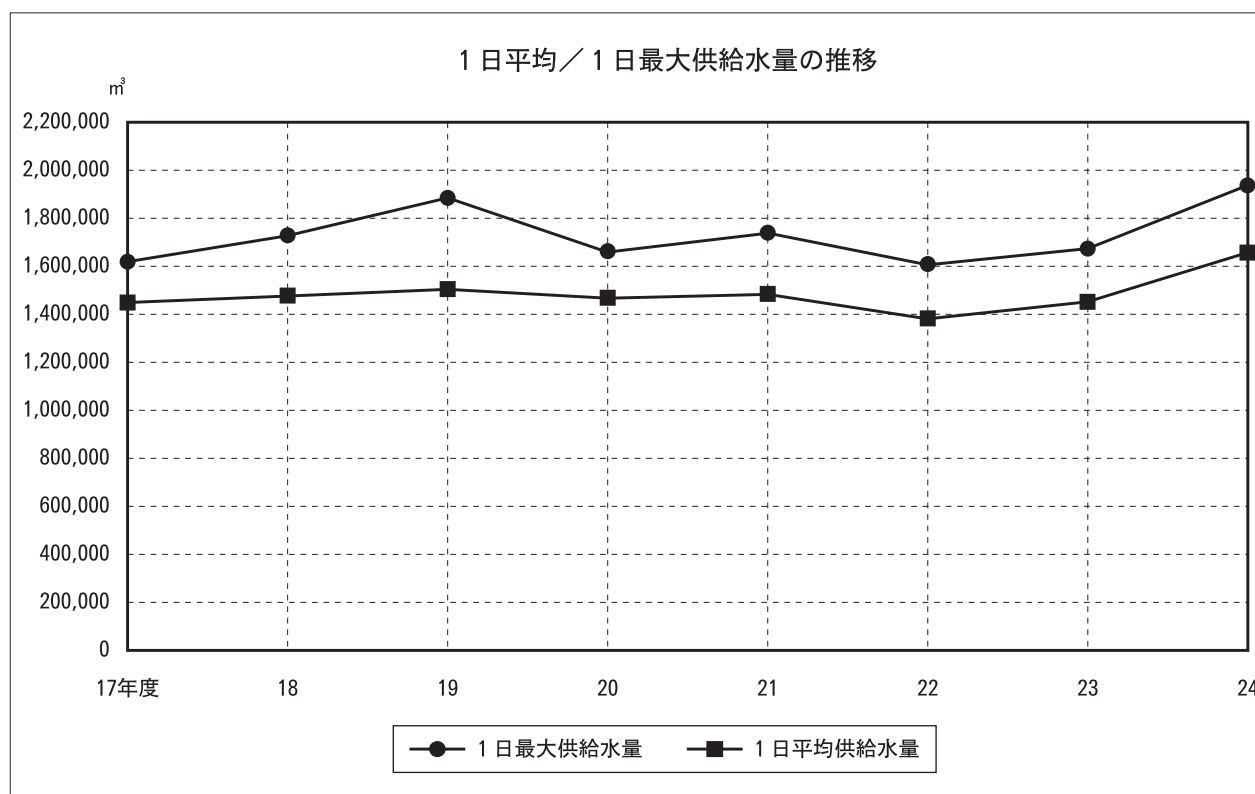
(2) 構成団体別企業団供給水量実績

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
神奈川県	年間供給水量	213,375,060	212,333,840	213,459,440
	1日平均供給水量	584,589	581,737	583,223
	1日最大供給水量	659,730	657,780	735,460
	同上記録日	平成17年7月18日	平成18年12月19日	平成19年9月3日
横浜市	年間供給水量	220,655,100	230,816,600	242,825,700
	1日平均供給水量	604,535	632,374	663,458
	1日最大供給水量	736,800	753,700	897,200
	同上記録日	平成17年6月1日	平成19年1月28日	平成19年9月8日
川崎市	年間供給水量	75,727,600	77,353,800	72,867,500
	1日平均供給水量	207,473	211,928	199,092
	1日最大供給水量	290,000	370,200	252,600
	同上記録日	平成17年4月15日	平成18年12月11日	平成19年9月26日
横須賀市	年間供給水量	20,501,890	19,242,100	21,718,870
	1日平均供給水量	56,170	52,718	59,341
	1日最大供給水量	70,980	74,060	79,610
	同上記録日	平成17年12月31日	平成18年11月29日	平成19年10月19日
合計	年間供給水量	530,259,650	539,746,340	550,871,510
	1日平均供給水量	1,452,766	1,478,757	1,505,113
	1日最大供給水量	1,622,080	1,729,270	1,885,320
	同上記録日	平成17年6月1日	平成18年12月11日	平成19年9月8日



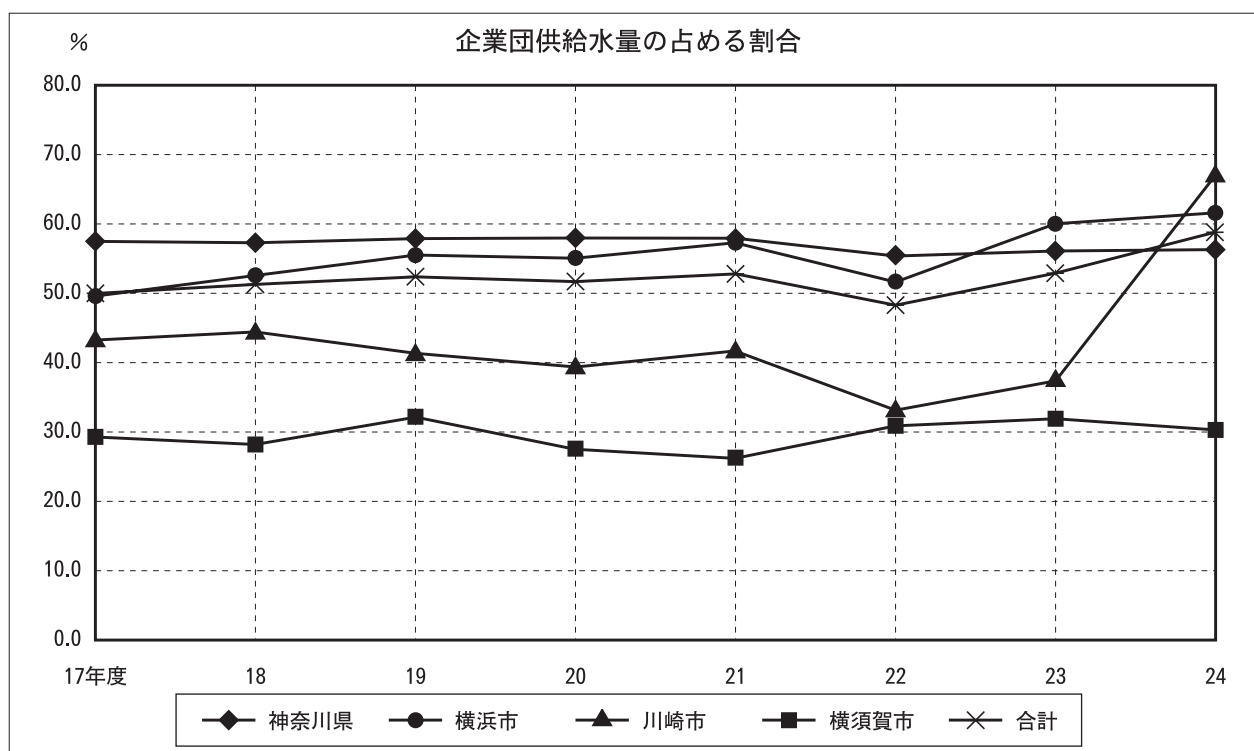
(単位：m³)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度予算
209,179,390	203,994,680	196,888,930	197,213,930	197,767,800
573,094	558,890	539,422	538,836	541,830
628,700	631,440	618,830	623,210	595,300
平成20年7月24日	平成21年7月30日	平成23年2月4日	平成23年9月22日	平成24年9月
239,752,700	248,506,400	224,897,100	259,536,100	262,435,000
656,857	680,839	616,156	709,115	719,000
876,300	862,300	757,700	849,900	874,200
平成20年11月26日	平成21年10月8日	平成22年7月22日	平成23年9月30日	平成24年6月
69,121,200	72,487,100	62,474,200	69,661,400	125,122,000
189,373	198,595	171,162	190,332	342,800
284,500	285,700	263,300	335,900	385,600
平成20年8月20日	平成21年11月4日	平成23年3月13日	平成24年3月29日	平成24年7月
18,227,570	17,342,300	20,367,190	20,729,240	19,417,500
49,939	47,513	55,801	56,637	53,199
60,930	75,630	66,140	64,550	105,500
平成20年12月31日	平成21年12月2日	平成23年1月19日	平成23年6月30日	平成24年7月
536,280,860	542,330,480	504,627,420	547,140,670	604,742,300
1,469,263	1,485,837	1,382,541	1,494,920	1,656,828
1,663,410	1,740,050	1,609,430	1,673,640	1,936,500
平成20年11月20日	平成21年10月21日	平成22年7月22日	平成23年6月22日	平成24年6月



(3) 構成団体における企業団供給水量の占める割合

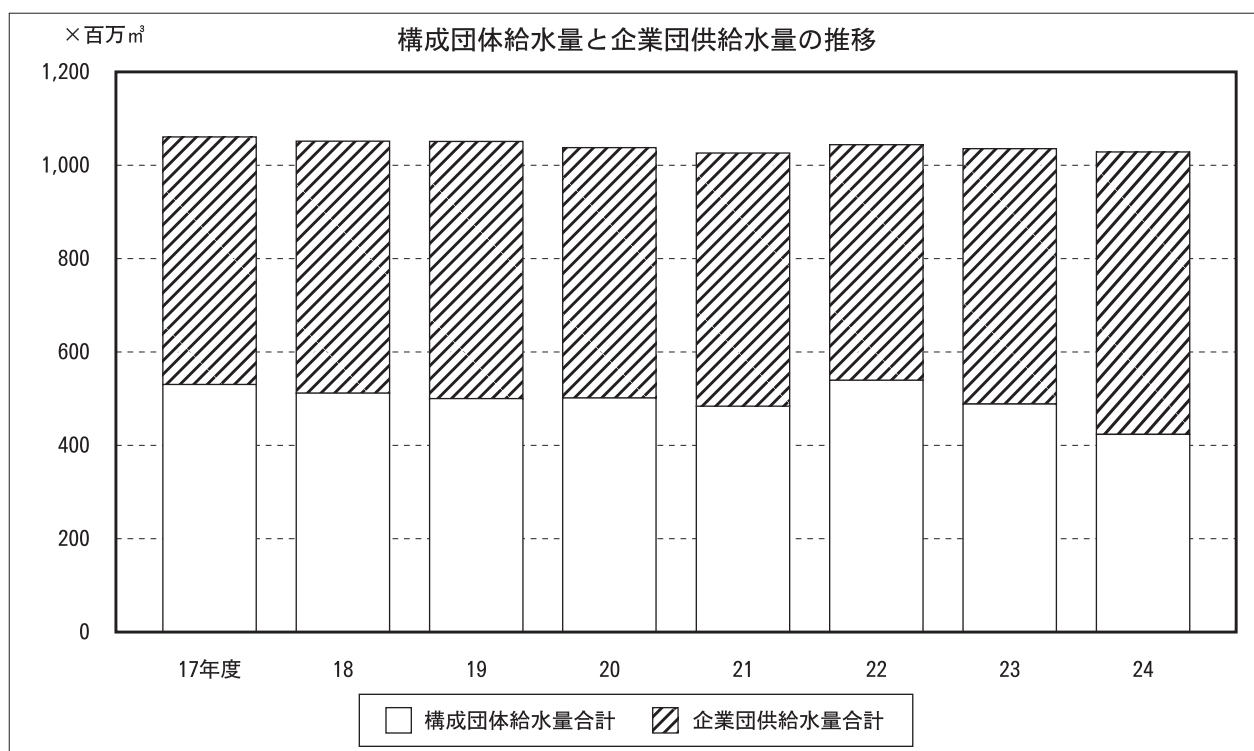
区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
神奈川県	年間給水量(A)	371,275,305	370,453,598	368,975,849
	企業団供給水量(B)	213,375,060	212,333,840	213,459,440
	比率 B / A	57.5%	57.3%	57.9%
	同上すう勢比率	100.0%	99.7%	100.7%
横浜市	年間給水量(A)	444,319,200	438,631,000	437,733,400
	企業団供給水量(B)	220,655,100	230,816,600	242,825,700
	比率 B / A	49.7%	52.6%	55.5%
	同上すう勢比率	100.0%	105.8%	111.7%
川崎市	年間給水量(A)	175,148,890	174,474,900	176,937,600
	企業団供給水量(B)	75,727,600	77,353,800	72,867,500
	比率 B / A	43.2%	44.3%	41.2%
	同上すう勢比率	100.0%	102.5%	95.4%
横須賀市	年間給水量(A)	70,018,000	68,122,720	67,418,942
	企業団供給水量(B)	20,501,890	19,242,100	21,718,870
	比率 B / A	29.3%	28.2%	32.2%
	同上すう勢比率	100.0%	96.2%	109.9%
合計	年間給水量(A)	1,060,761,395	1,051,682,218	1,051,065,791
	構成団体給水量(A)-(B)	530,501,745	511,935,878	500,194,281
	企業団供給水量(B)	530,259,650	539,746,340	550,871,510
	比率 B / A	50.0%	51.3%	52.4%
	同上すう勢比率	100.0%	102.6%	104.8%



(単位：m³)

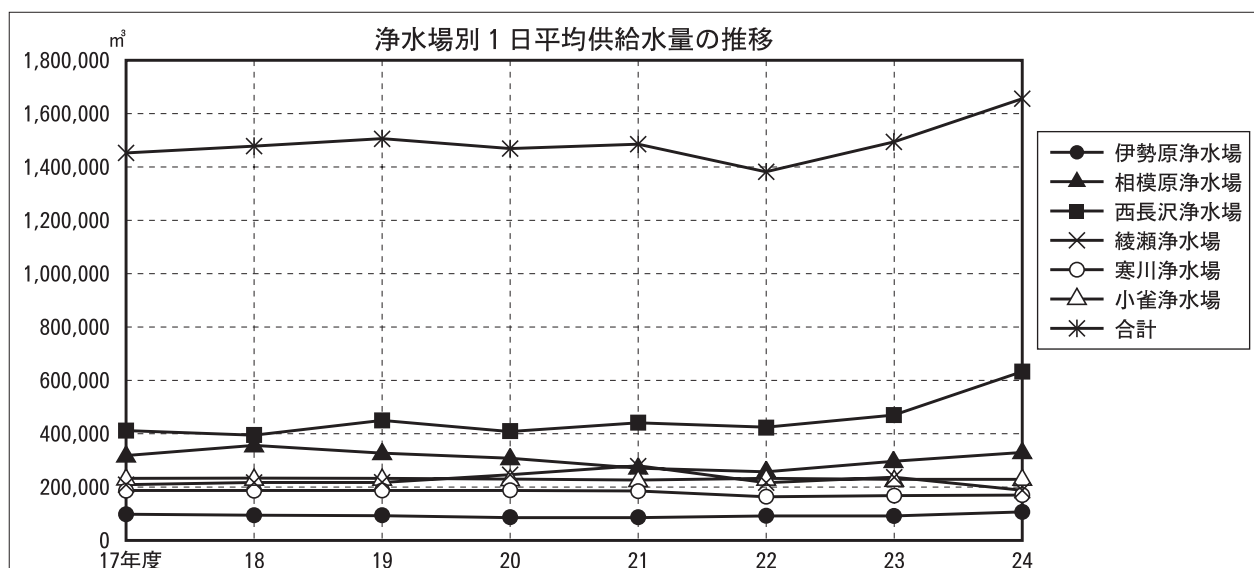
平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度予算
360,898,135	352,394,259	354,546,463	351,402,158	351,227,900
209,179,390	203,994,680	196,888,930	197,213,930	197,767,800
58.0%	57.9%	55.5%	56.1%	56.3%
100.9%	100.7%	96.5%	97.6%	97.9%
435,148,300	433,435,500	435,117,000	431,652,700	426,320,000
239,752,700	248,506,400	224,897,100	259,536,100	262,435,000
55.1%	57.3%	51.7%	60.1%	61.6%
110.9%	115.3%	104.0%	120.9%	123.9%
175,710,600	174,396,300	188,481,100	186,693,900	186,588,000
69,121,200	72,487,100	62,474,200	69,661,400	125,122,000
39.3%	41.6%	33.1%	37.3%	67.1%
91.0%	96.3%	76.6%	86.3%	155.3%
66,105,458	66,053,947	65,987,411	65,491,447	63,807,000
18,227,570	17,342,300	20,367,190	20,729,240	19,417,500
27.6%	26.3%	30.9%	31.7%	30.4%
94.2%	89.8%	105.5%	108.2%	103.8%
1,037,862,493	1,026,280,006	1,044,131,974	1,035,240,205	1,027,942,900
501,581,633	483,949,526	539,504,554	488,099,535	423,200,600
536,280,860	542,330,480	504,627,420	547,140,670	604,742,300
51.7%	52.8%	48.3%	52.9%	58.8%
103.4%	105.6%	96.6%	105.8%	117.6%

注 神奈川県年間給水量（A）は、箱根地区を除く



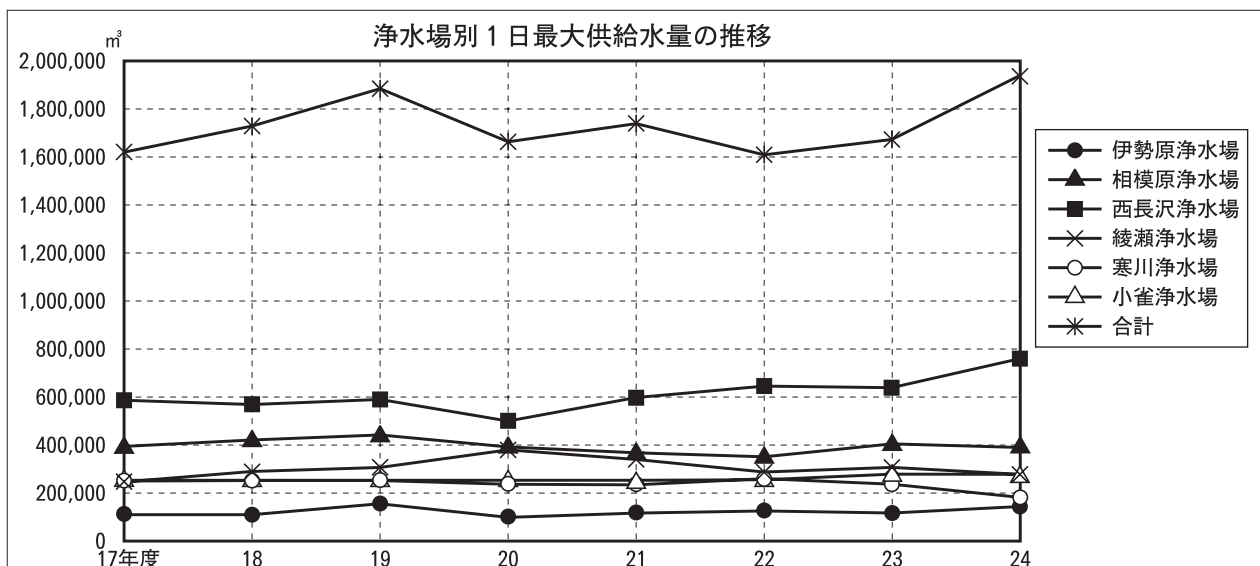
(4) 浄水場別供給水量実績及び稼働率の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
伊勢原浄水場	計画1日最大給水量	204,600	204,600	204,600	204,600
	年間供給水量	36,086,470	34,534,730	34,527,620	31,731,600
	1日平均供給水量	98,867	94,616	94,338	86,936
	平均稼働率	48.3%	46.2%	46.1%	42.5%
	1日最大供給水量	113,880	110,390	156,740	102,510
	最大稼働率	55.7%	54.0%	76.6%	50.1%
	同上記録日	平成17年7月29日	平成18年7月13日	平成19年9月9日	平成20年7月17日
相模原浄水場	計画1日最大給水量	378,200	490,700	490,700	490,700
	年間供給水量	115,461,620	129,309,260	118,922,230	114,108,830
	1日平均供給水量	316,333	354,272	324,924	312,627
	平均稼働率	83.6%	72.2%	66.2%	63.7%
	1日最大供給水量	389,800	416,700	436,860	390,220
	最大稼働率	103.1%	84.9%	89.0%	79.5%
	同上記録日	平成17年12月25日	平成18年11月12日	平成19年9月8日	平成20年8月3日
西長沢浄水場	計画1日最大給水量	872,000	872,000	872,000	872,000
	年間供給水量	150,440,600	144,639,900	164,984,900	149,586,600
	1日平均供給水量	412,166	396,274	450,778	409,826
	平均稼働率	47.3%	45.4%	51.7%	47.0%
	1日最大供給水量	587,500	570,600	591,100	501,100
	最大稼働率	67.4%	65.4%	67.8%	57.5%
	同上記録日	平成17年4月9日	平成18年11月9日	平成19年9月17日	平成20年8月20日
綾瀬浄水場	計画1日最大給水量	465,000	465,000	465,000	465,000
	年間供給水量	76,355,460	79,344,250	80,095,170	89,801,240
	1日平均供給水量	209,193	217,382	218,839	246,031
	平均稼働率	45.0%	46.7%	47.1%	52.9%
	1日最大供給水量	247,850	288,690	307,640	379,930
	最大稼働率	53.3%	62.1%	66.2%	81.7%
	同上記録日	平成18年1月24日	平成18年12月31日	平成19年10月30日	平成20年11月26日
寒川浄水場	計画1日最大給水量	318,500	318,500	318,500	318,500
	年間供給水量	68,077,700	68,315,400	68,804,190	68,545,500
	1日平均供給水量	186,514	187,165	187,990	187,796
	平均稼働率	58.6%	58.8%	59.0%	59.0%
	1日最大供給水量	252,300	252,300	254,000	239,400
	最大稼働率	79.2%	79.2%	79.7%	75.2%
	同上記録日	平成17年12月13日	平成18年12月19日	平成20年3月11日	平成21年2月26日
小雀浄水場	計画1日最大給水量	275,000	275,000	275,000	275,000
	年間供給水量	83,837,800	83,602,800	83,537,400	82,507,000
	1日平均供給水量	229,693	229,049	228,244	226,047
	平均稼働率	83.5%	83.3%	83.0%	82.2%
	1日最大供給水量	251,700	250,300	250,300	250,300
	最大稼働率	91.5%	91.0%	91.0%	91.0%
	同上記録日	平成17年7月1日	平成18年7月1日	平成19年7月1日	平成20年7月1日
合 計	計画1日最大給水量	2,513,300	2,625,800	2,625,800	2,625,800
	年間供給水量	530,259,650	539,746,340	550,871,510	536,280,860
	1日平均供給水量	1,452,766	1,478,757	1,505,112	1,469,263
	平均稼働率	57.8%	56.3%	57.3%	56.0%
	1日最大供給水量	1,622,080	1,729,270	1,885,320	1,663,410
	最大稼働率	64.5%	65.9%	71.8%	63.3%
計	同上記録日	平成17年6月1日	平成18年12月11日	平成19年9月8日	平成20年11月20日



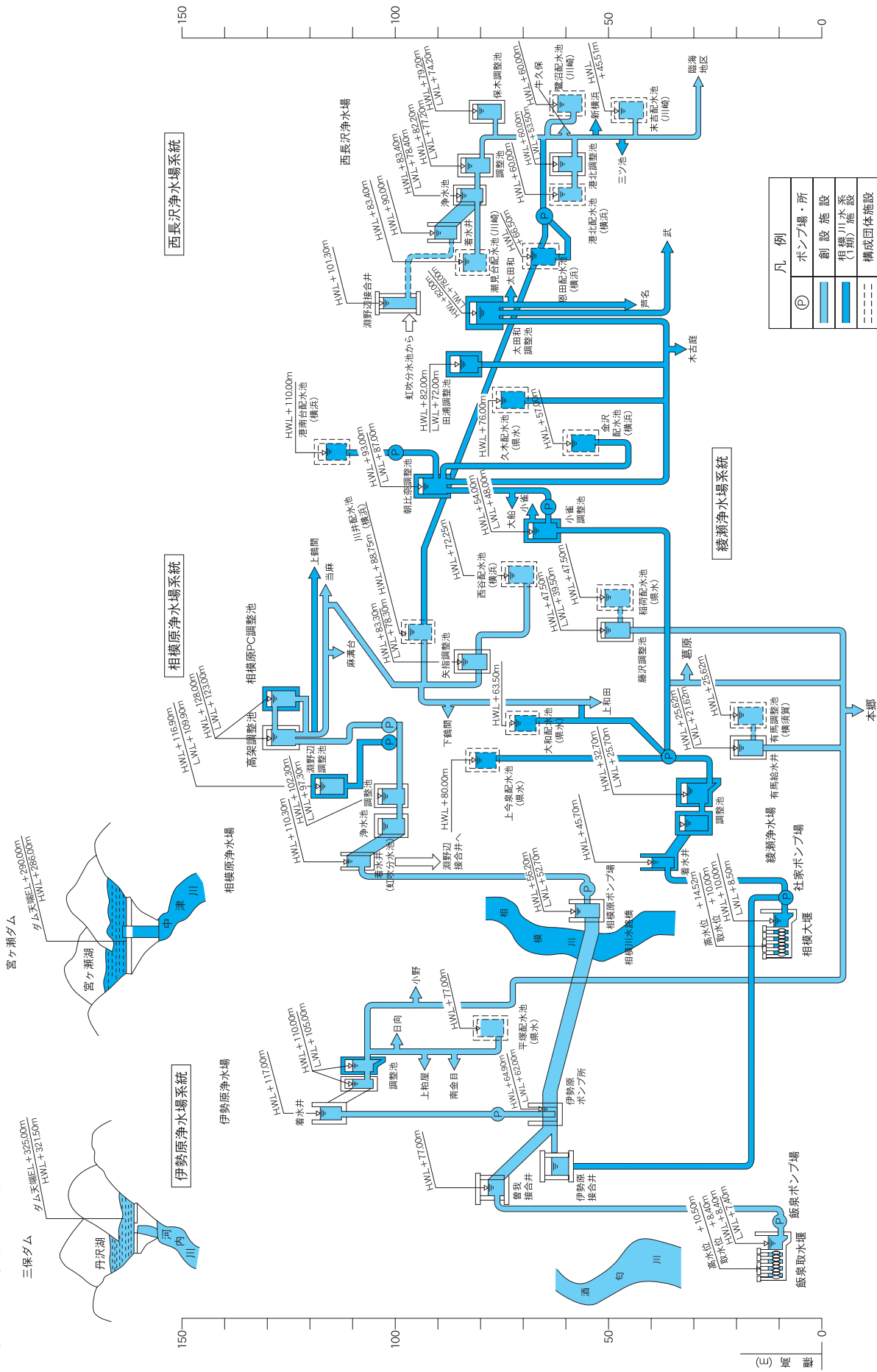
(単位：m³)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度予算
204,600	204,600	204,600	204,600
31,812,630	33,836,020	34,163,930	39,085,800
87,158	92,701	93,344	107,084
42.6%	45.3%	45.6%	52.3%
119,400	127,570	117,830	144,100
58.4%	62.4%	57.6%	70.4%
平成21年7月30日	平成22年9月26日	平成23年9月27日	平成24年9月
490,700	490,700	490,700	490,700
98,728,770	94,156,170	108,373,320	119,413,800
270,490	257,962	296,102	327,161
55.1%	52.6%	60.3%	66.7%
364,040	347,740	405,800	390,500
74.2%	70.9%	82.7%	79.6%
平成22年3月11日	平成22年8月31日	平成23年11月30日	平成24年12月
872,000	872,000	872,000	872,000
161,207,000	154,367,900	172,334,400	231,337,000
441,663	422,926	470,859	633,800
50.6%	48.5%	54.0%	72.7%
597,300	645,900	639,800	760,500
68.5%	74.1%	73.4%	87.2%
平成21年10月18日	平成23年3月27日	平成23年4月27日	平成24年7月
465,000	465,000	465,000	465,000
101,636,280	79,048,030	86,913,020	68,808,300
278,456	216,570	237,467	188,516
59.9%	46.6%	51.1%	40.5%
340,440	287,040	307,570	278,200
73.2%	61.7%	66.1%	59.8
平成21年7月15日	平成23年2月13日	平成23年12月5日	平成24年6月
318,500	318,500	318,500	318,500
67,484,200	59,900,000	61,532,300	62,110,900
184,888	164,110	168,121	170,167
58.0%	51.5%	52.8%	53.4%
237,400	259,000	237,900	182,700
74.5%	81.3%	74.7%	57.4%
平成22年3月2日	平成23年2月4日	平成23年9月25日	平成24年6月
275,000	275,000	301,600	301,600
81,461,600	83,319,300	83,823,700	83,986,500
223,182	228,272	229,027	230,100
81.2%	83.0%	75.9%	76.3%
242,300	250,300	250,300	275,000
88.1%	91.0%	83.0%	91.2%
平成21年7月1日	平成22年7月1日	平成23年7月1日	平成24年7月
2,625,800	2,625,800	2,652,400	2,652,400
542,330,480	504,627,425	547,140,670	604,742,300
1,485,837	1,382,541	1,494,920	1,656,828
56.6%	52.7%	56.4%	62.5%
1,740,050	1,609,430	1,673,640	1,936,500
66.3%	61.3%	63.1%	73.0%
平成21年10月21日	平成22年7月22日	平成23年6月22日	平成24年6月



(5) 水位関係図

(平成24年4月1日現在)



注 相模川水系寒川事業分については省略している。

9 基幹計画

(1) 水道ビジョン

企業団は、平成18年度に策定した「かながわの水道用水供給ビジョン」に基づき事業運営を行ってきたが、この間の事業運営の変化に対応するため、平成22年度に「かながわの水道用水供給ビジョン・フォローアップ版」を新たに策定した。このフォローアップ版においても当初に掲げた「安全で良質な水道水を送り続けるトップレベルの広域水道」という将来像実現のために、次の6つの目標の達成を目指している。

目標1 水道水の品質向上

県・市民の皆様が安心して利用できる「水道水の品質」の管理を徹底するため、企業団ではより高いレベルの水質目標を設定するとともに、WHO（世界保健機構）の提唱する「Water Safety Plan（水安全計画）」の考え方に基づいて、水源から供水地点までを一連の工程として位置づけ、徹底した品質管理を行っていく。

目標2 水道水の効果的な安定供給

常に安定した供給を継続するために、施設の維持管理を効率化し、設備保全を適切に実施していく。また、機能評価に基づいた適切な施設の更新改良を行うことによって、供給体制を更に安定化させる。

また、水運用に当たっては、構成団体の需要に対して弾力的に対応可能な用水供給を行っていく。

目標3 災害や事故に強い広域水道

災害・事故時において構成団体への安定供給とバックアップを確実に行えるように、施設の耐震化、構成団体を含めた水道水の相互融通機能の強化、危機管理機能の強化など総合的な災害・事故対策に取り組む。

目標4 経営基盤の強化

企業団の事業展開を支える財務体制の改善に努めるとともに、必要な施設の更新改良を進めるための所要資金を確保していく。

また、社会の変化に対応できる組織体制の整備を進め、組織を支える人材の育成と技術の継承を図っていく。

目標5 地球環境の保全

現在、CO₂等の温室効果ガスによる地球温暖化や化石エネルギー安定供給が地球規模で懸念されているため、企業団では、CO₂排出量の削減に向けて、積極的に取り組んでいく。

また、浄水処理で発生するスラッジ（汚泥）は100パーセント有効利用を継続し、更新工事では環境にやさしい資材・機器を採用することによって、環境保全に貢献する。

さらに、河川水を利用する事業者として、河川環境の保全に協力していく。

目標6 多様な広域化

将来にわたって安全で良質な水道水を送り続けるため、水道事業検討委員会の報告内容を基本として、構成団体と連携し、施設の共通化・広域化に向けた取組みを進める。

県内水質管理センター（仮称）については、構成団体と協議を進め、早期の設置を図る。

また、県内の水道システムの再構築に向けては、水道事業検討委員会の報告書に示されている広域化の将来像を見据えながら、企業団としての方針を確立するとともに、「5事業者水道事業連携推進会議」の枠組みの中で、協議を進め、早期の実現を目指す。

（「かながわの水道用水供給ビジョン・平成22年度フォローアップ版」は、企業団のホームページ：<http://www.kwsa.or.jp/>にてご覧いただけます。）

(2) かながわの水道用水供給5か年事業計画

この事業計画は、「かながわの水道用水供給ビジョン・平成22年度フォローアップ版」に掲げた施策群の実現に向け、当初5か年間の実施計画として位置付けるものである。

計 画 期 間：平成23年度～27年度（5か年）

総 事 業 費：343億円

計画のフレーム：安全・防災・環境に配慮した水道用水供給事業の展開
水道用水の品質向上と更なる広域化の推進

(単位：億円)

施 策	具 体 的 な 取 組 み	内 容	H23～H27 計	施 策 別 計
老朽化対策	老朽施設の修繕	修繕計画の策定・実施	75	205
	老朽施設の改良・更新	施設更新計画の策定・実施	130	
管路等保全対策	老朽度調査の実施並びに更新の必要性及び耐震性の評価	老朽度調査の実施並びに更新の必要性及び耐震性の評価	1	5
	腐食対策による延命化	電食及びマクロセル腐食対策	3	
	漏水復旧期間の短縮	管補修資材（接合バンド）の備蓄	1	
耐震化対策	震災直後でも可能な限り供給を継続できるシステムの構築	導水施設その他の耐震補強工事	6	80
		浄水場の耐震補強工事	17	
		送水ポンプ棟の耐震補強工事	1	
		調整池の耐震補強工事	45	
	水系間の相互融通機能の強化	社家ポンプ場 伊勢原系導水ポンプの増設	11	
危機管理対策	導水系統及び浄水場の汚染物質混入防止対策	着水井、沈でん池及びろ過池の一部覆蓋化ほか	6	40
	災害に強い非常用予備電源設備の構築	ディーゼル非常用予備電源設備のガスタービン化ほか	34	
CO ₂ 排出量削減対策	自然エネルギーの利用	太陽光発電設備の増設	4	5
	未利用エネルギーの有効利用	小水力発電設置の増設	1	
水道水の品質向上	水質管理体制の強化	自動水質測定装置の増設ほか	4	8
	残留塩素濃度の低減化	追加次亜注入設備の設置	4	
合 計			343	343

※ 端数処理をしているため、H23～H27の合計と施策別計は一致しない場合がある。

10 平成23年度トピックス

平成23年度は、3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生以降、その影響によりこれまでの防災対策の考え方を根底から揺るがす様々な事象にみまわれた。

内径3,100ミリメートル導水管に漏水事故が発生し、その対応として、管路の復旧を進める一方、社家・伊勢原間導水管による順導水の増量、国・構成団体の協力等による水運用のバックアップシステムを駆使し、減断水を生じさせることなく水道用水の安定供給を継続した。

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射線物質への対応としては、水道原水及び各浄水場出口の水道水の測定を実施し、毎日ホームページに公開することで、広く一般に水道水の安全性を伝えた。

夏場の電力使用制限への対応としては、夜間電力を使用するとともに、水道水を貯える調整池の容量を最大限に活用することで、昼間の消費電力を抑制し、さらに導水ポンプ及び送水ポンプの運転抑制も併せて行った。

また、今後も起こりうる地震を含めた災害に対応していくため、施設の耐震化事業を進めるほか、安全・防災・環境への取り組みとして、以下の4項目についても実施した。

放射性物質測定装置<シンチレーションスペクトロメーター>の導入

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力(株)福島第一原子力発電所の放射能漏えい事故の影響から、県内の水道事業者では、水道水に関し放射性物質の測定の必要性が生じ、企業団では同年8月にシンチレーションスペクトロメーター（核種別放射性測定装置）の導入を図り、測定を開始した。水道水の放射性物質の測定結果は、毎日ホームページで公表している。

なお、放射性物質の測定は、企業団のみならず、県内13水道事業者の測定も受託している。

高精度 放射性物質測定装置<ゲルマニウム半導体検出器>の導入

企業団においては、水道水中の放射性物質の測定は、平成23年8月より行ってきたが、水道水における放射性物質の更なる管理強化のため、従来よりも高精度の検出限界値を有する放射能測定装置の導入準備を進め、平成24年3月にゲルマニウム半導体検出器型放射能測定装置を設置するに至った。

折りしも厚生労働省から平成24年4月より水道水1キログラム当たり1ベクレルを放射性セシウムの検出限界値とする求めもあり、4月1日より測定を開始し、水道水1キログラム当たり1ベクレルの放射性セシウム検出限界値の確保が可能となった。

なお、この装置は県内の水道事業者では初の設置であり、放射性物質の測定は、構成団体である神奈川県企業庁及び横須賀市上下水道局の他、県内の12市町村及び4簡易水道組合の合計18事業者からの測定も受託している。

災害対策本部の常設化

企業団では東北地方太平洋沖地震を教訓とし、危機管理体制の充実を図るべく検討を重ね、平成23年9月1日の防災訓練を契機に、横浜市旭区の本庁舎内に「災害対策本部」を常設した。本災害対策本部は、庁内LANや各種モニター類、緊急ホットライン（直通電話）などの情報機器の常設化及び大型プロジェクターの設置（災害時以外は研修等に活用）により、各浄水場等から被害状況等を収集し、迅速な対応指示が可能となっている。さらに、飯泉取水管理事務所においては、飯泉取水堰周辺が遠隔監視できるようにウェブカメラを設置し、津波の状況などを災害対策本部から直接確認できるようにしている。

また、平成24年1月16日には、「災害時における相互応援に関する協定」を締結している阪神水道企業団と震度6強の地震を想定した通信訓練を実施し、平成24年2月20日には、企業団職員が静岡県大井川広域水道企業団を訪れ、それぞれの防災対策状況の確認や「災害時における相互応援に関する協定」について具体的な手順の調整を実施し、様々に変化する災害状況に柔軟かつ的確に対応できるようにするなど、近い将来、東海地震や南関東沖地震の発生が予想される中、様々な角度から災害対策の強化を進めている。

西長沢浄水場に太陽光発電を設置

西長沢浄水場では危機管理対策として、上部を開放しているろ過池のうち、浄水場外周道路に面している6池について、アルミ合金製の可動形カバーを設置し、さらに、このカバー上のスペースを利用して、ソーラーパネルを設置し太陽光発電を行っている。この発電電力を浄水場内の動力設備に給電することにより、地球温暖化防止、省エネルギー対策を行なっている。

11 平成24年度事業運営上の見通し

平成24年度予算では、「かながわの水道用水供給5か年事業計画」に掲げた事業運営方針である「安全」「防災」「環境」の各施策を積極的に推進していく。特に、昨年発生した東日本大震災を踏まえ、「耐震化対策の推進と災害復旧の迅速化」「災害・停電時における柔軟な水運用」「事業継続計画（BCP）の策定」など、「防災」の施策を優先した内容となっている（予算の概要は40頁参照）。

なお、平成24年度の予算執行に当たっては大きく4つのポイントを事業運営上の重点事項として取り組んでいく。

供給水量の増加への対応

川崎市上下水道局潮見台浄水場の廃止等に伴い、供給水量が増加することにより、年間の供給水量は6億 m^3 を超え企業団の供給史上最大となる見込みである。

このように、県内水道の基幹施設としての重要性がさらに高まっているため、設備改良や維持管理の実施により安定供給体制の強化を図っていく。

使用電力削減への対応

東京電力 株 が企業向けの電気料金を平成24年4月から約17%値上げした。

企業団では年間約2億kWhの電力を使用するため、この料金値上げが新たな経営の圧迫要因となる。また、夏場の電力不足も引き続き懸念されており、より一層の使用電力の削減に向け積極的に取り組んでいく。

放射性物質への対応

厚生労働省では平成24年4月以降の水道水の放射性物質に関する管理目標値を厳格化（目標値：10Bq/kg、検出限界値：1Bq/kg以下）した。

企業団では前年度中に県内の水道事業体として一早くゲルマニウム半導体検出器の導入を終え、年度当初から検査体勢を整えている。また、浄水場等発生土については平成23年度から処分方法を変更し対応しており、放射性物質に対し安全面から遺漏のない対応を図っていく。

施設整備事業増加への対応

「かながわの水道用水供給5か年事業計画」が2年目を迎え、主に耐震化事業が本格化することに伴い、一般建設改良費が前年度と比較して倍増するなど事業量が大きく増加している。

このように、施設改良や維持補修等多くの工事が輻輳するため、工事全般を見据えた工程管理を行い、円滑に事業を遂行していく。

以上、平成24年度の事業執行に当たっては、「企業団の供給史上最大量の水処理」を行いながら、「かながわの水道用水供給5か年事業計画」の本格化に伴う施設改良と維持補修を実施し、さらに「水処理費用の増加にも対応」していくという、様々な課題に組織一丸となって取り組んでいく。

参 考

神奈川県内広域水道企業団規約

(昭和44年5月1日)
自治許第302号自治大臣許可

改正 昭和46年12月27日自治許第515号
平成13年4月17日総行市第54号
平成19年1月25日総行市第11号

第1章 総則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(企業団の共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道用水供給事業の経営に関する事務を共同処理する。

(企業団の事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、横浜市旭区矢指町1194番地に置く。

第2章 企業団の議会

(企業団の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は11人とし、構成団体の議会においてそれぞれ当該議会の議員のうちから選挙された者をもって充てる。

2 前項の規定により選挙される企業団議員の数は、それぞれ次のとおりとする。

神奈川県 3人

横浜市 4人

川崎市 3人

横須賀市 1人

(企業団議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

2 企業団議員が構成団体の議会の議員の職を失ったときは、企業団議員の職を失う。

(企業団の議会の事務局)

第7条 企業団の議会に事務局を置く。

第3章 企業団の執行機関

(企業長)

第8条 企業団に企業長を置く。

2 企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。

3 企業長の任期は、4年とする。

(副企業長)

第8条の2 企業団に副企業長1人を置く。

2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。

4 副企業長の任期は、4年とする。ただし、企業長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(補助職員)

第9条 企業団に職員を置く。

2 前項の職員は、企業長が任免する。

(監査委員)

第10条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員の任期は、3年とする。

3 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。

4 監査委員に事務局を置く。

第4章 企業団の経費

(企業団の経費の支弁の方法)

第11条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、構成団体の協議により定める。

附 則

この規約は、自治大臣の許可の日から施行する。

附 則 (昭和46年12月27日自治許第515号)

改正後の規約は、自治大臣の許可の日から起算して1月をこえない範囲内で神奈川県内広域水道企業団の規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び第5条第2項の改正規定は、昭和47年4月1日から施行する。

(昭和46年12月27日規則第3号で昭和46年12月27日から施行)

附 則 (平成13年4月17日総行市第54号)

改正後の規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

附 則 (平成19年1月25日総行市第11号)

改正後の規約は、平成19年4月1日から施行する。

水道用水供給事業の設置等に関する条例

(昭和44年7月7日)
神奈川県内広域水道企業団条例第10号)

改正 昭和47年3月31日条例第1号 昭和48年6月15日条例第3号
昭和49年3月30日条例第4号 昭和51年3月27日条例第2号
昭和61年10月30日条例第2号 平成9年11月11日条例第3号
平成14年11月14日条例第4号 平成16年2月16日条例第2号
平成17年11月21日条例第6号 平成24年2月13日条例第1号

水道用水供給事業の設置等に関する条例をここに公布する。

水道用水供給事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業（以下「用水供給事業」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

(用水供給事業の設置)

第2条 次条第2項に規定する水道事業者に、酒匂川及び相模川に係る水道用水を供給するため、用水供給事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 用水供給事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 用水供給事業において水道用水を供給する水道事業者は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市とする。

3 1日最大給水量は、266万3,800立方メートルとする。

(組織)

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、企業長の権限に属する事務を処理させるため、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）に総務部及び技術部を置く。

(資本剰余金)

第5条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 資本的剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない企業団の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が1億円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該

賠償責任に係る賠償額が500万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第8条 企業団の業務に関し、法第40条第2項目の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又は目的物の価額が1億円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定でその決定に係る金額が500万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成及び公表)

第9条 企業長は、用水供給事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年度の5月31日までに作成し、公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) その他企業長が必要と認める事項

3 天災事変その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成し、公表することができなかつた場合は、企業長は、その事由がやんだ後すみやかにこれを作成し、公表しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条に規定する用水供給事業において、酒匂川に係る水道用水を供給するまでの間、酒匂川以外の水源から取水し、水道用水を供給することができる。

附 則 (昭和47年条例第1号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第3号)

この条例は、昭和48年6月15日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第4号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

構成団体水道料金一覧表

区分 団体名	家事用		事業用		浴場		臨時用(又は一時用)		共用		家事用料金(1箇月)		
	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	
神奈川県 (18.4.1 施行)	8 m³以下 710円	9 m³～ 16 ～ 21 ～ 31 ～ 51 ～	15 m³ 20 30 50 294	9 m³～ 51 ～ 101 ～ 301 ～ 1,001 ～	201円 221 280 337 394	8 m³以下 710円	9 m³～ 57円	8 m³以下 1,249円	9 m³～ 589円	廃	止	10 m³ 1,014円	20 m³ 2,395円
		9 m³～ 11 ～ 21 ～ 31 ～ 51 ～ 101 ～	10 m³ 43円 158 226 269 293 320	10 m³ 43円 158 226 269 293 320	10,001 m³～	436円	8 m³以下 710円	9 m³～ 42円	業務用に統合	業務用に統合	廃	止	919円
横浜市 (13.4.1 施行)	8 m³以下 790円	9 m³～ 11 ～ 21 ～ 31 ～ 51 ～ 101 ～	10 m³ 43円 158 226 269 293 320	9 m³～ 11 ～ 21 ～ 31 ～ 51 ～ 101 ～	43円 158 226 269 293 320	8 m³以下 790円	9 m³～ 46円	業務用区分なし	業務用区分なし	使用水量 1戸5 m³ まで 260円	6 m³～ 46円	703円 (50円を 差し引い た後の額)	2,163円 (50円を 差し引い た後の額)
		9 m³～ 11 ～ 21 ～ 31 ～ 51 ～ 101 ～	10 m³ 95円 139 185 194 209 253 278 329 343 357	10 m³ 95円 139 185 194 209 253 278 329 343 357	業務用区分なし		8 m³以下 530円	9 m³～ 46円	業務用区分なし	業務用区分なし	使用水量 1戸5 m³ まで 260円	6 m³～ 46円	703円 (50円を 差し引い た後の額)
川崎市 (22.4.1 施行)	(専用) 8 m³以下 530円	9 m³～ 11 ～ 21 ～ 26 ～ 31 ～ 51 ～ 101 ～ 201 ～ 501 ～ 1,001 ～	10 m³ 95円 139 185 194 209 253 278 329 343 357	業務用区分なし		8 m³以下 530円	9 m³～ 46円	業務用区分なし	業務用区分なし	使用水量 1戸5 m³ まで 260円	6 m³～ 46円	703円 (50円を 差し引い た後の額)	2,163円 (50円を 差し引い た後の額)
(22.4.1～25.3.31までの使用に係る料金については、上記により算定した額から1月当り50円(税抜額)を差し引いた額とする)													
横須賀市 (9.4.1 施行)	(口径別、一般用) 10 m³以下 口径20mm以下 890円	11 m³～ 26 ～ 51 ～ 101 ～ 501 ～	25 m³ 150円 214 273 299 326	業務用区分なし		(全口径) 10 m³以下 890円	11 m³～ 47円	(工事用) 基本料金は家事用 と同じ 超過料金は 326円	業務用区分なし	業務用区分なし	業務用区分なし	業務用区分なし	業務用区分なし
		11 m³～ 26 ～ 51 ～ 101 ～ 501 ～	25 m³ 150円 214 273 299 326				11 m³～ 47円						

注 料金表は表示上全て1箇月分に換算した料金であり、家事用料金(1箇月)には、消費税及び地方消費税相当額が加算されている。

事業の概要

平成24年度

平成24年6月発行

編集 神奈川県内広域水道企業団総務部総務課
発行 〒241-8525 横浜市旭区矢指町 1194 番地
電話 045 (363) 1111 (代)
FAX 045 (363) 1121

ホームページ <http://www.kwsa.or.jp/>



企業キャラクター
『ウォータービー』